

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 需要及び供給の見通し（第三条）</p> <p>第三章 野菜指定産地の指定及び生産出荷近代化計画（第四条 第九条）</p> <p>第四章 指定野菜についての生産者補給金の交付等（第十条 第十四条）</p> <p>第五章 雑則（第十五条 第十七条）</p> <p>第六章 罰則（第十八条）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 需要及び供給の見通し（第三条）</p> <p>第三章 野菜指定産地の指定及び生産出荷近代化計画（第四条 第九条）</p> <p>第四章 野菜供給安定基金</p> <p>第一節 総則（第十条 第十四条の二）</p> <p>第二節 業務（第十五条 第二十四条）</p> <p>第三節 設立（第二十五条 第二十九条）</p> <p>第四節 管理（第三十条 第四十条）</p> <p>第五節 財務及び会計（第四十一条 第四十八条）</p> <p>第六節 監督（第四十九条 第五十一条）</p> <p>第七節 補則（第五十二条 第五十八条）</p> <p>第五章 雑則（第五十九条 第六十一条）</p> <p>第六章 罰則（第六十二条 第六十四条）</p> <p>附則</p>

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、主要な野菜について、一定の生産地域におけるその生産及び出荷の近代化を計画的に推進するための措置を定めるとともに、その価格の著しい低落があつた場合における生産者補給金の交付、あらかじめ締結した契約に基づきその確保を要する場合における交付金の交付等の措置を定めることにより、主要な野菜についての当該生産地域における生産及び出荷の安定等を図り、もつて野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定に資することを目的とする。

第四章 指定野菜についての生産者補給金の交付等

(削る。)

(生産者補給交付金等の交付)

第十条 独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)は、指定野菜の価格の著しい低落があつた場合には、その低落が対象野菜(野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜をいう。以下同じ。)の出荷に関し機構が行う登録を受けた出荷団体(以下「登録出荷団体」という。)との間に農林水産省令で定める委託関係のある対象野菜の生産者(以下この項において「委託生産者」という。)及び機構が行う登録を受けた対象野菜の生産者(以下「登録生産者」という。)(の経営に及ぼす影響を緩和するため、その登録出荷団体に対しその委託生産者に生産者補給金

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、主要な野菜について、一定の生産地域におけるその生産及び出荷の近代化を計画的に推進するための措置を定めるとともに、その価格の著しい低落があつた場合における生産者補給金の交付、あらかじめ締結した契約に基づきその確保を要する場合における交付金の交付、その安定的な供給を図るためのその売渡し等の業務を行う野菜供給安定基金の制度を確立することにより、主要な野菜についての当該生産地域における生産及び出荷の安定等を図り、もつて野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定に資することを目的とする。

第四章 野菜供給安定基金

第一節 総則

(目的)

第十条 野菜供給安定基金は、指定野菜について、その価格の著しい低落があつた場合における生産者補給金の交付、あらかじめ締結した契約に基づきその確保を要する場合における交付金の交付、その安定的な供給を図るためのその買入れ、保管及び売渡しその他野菜の安定的な供給を図るための業務等を行うことを目的とする。

を交付するための生産者補給交付金を、その登録生産者に対し生産者補給金を交付するものとする。

2 前項の生産者補給金の額は、対象野菜の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、対象野菜の生産及び出荷の安定を図ることを旨として、定めるものとする。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

第十一条～第十四条の二 (略)

第二節 業務

(業務)

第十五条 基金は、次に掲げる業務を行う。

一 指定野菜の価格の著しい低落があつた場合において、その低落が対象野菜(野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜をいう。以下同じ。)の出荷に関し基金が行う登録を受けた出荷団体(以下「登録出荷団体」という。)との間に農林水産省令で定める委託関係のある対象野菜の生産者(以下この号において「委託生産者」という。)及び基金が行う登録を受けた対象野菜の生産者(以下「登録生産者」という。)の経営に及ぼす影響を緩和するため、その登録出荷団体に対しその委託生産者に生産者補給金を交付するための生産者補給交付金を、その登録生産者に対し生産者補給金を交付すること。

二 登録出荷団体又は登録生産者が指定野菜を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者との間において農林水産省令で定めるところによりあらかじめ締結した契約(対象野菜の供給に係るものであつ

て、天候その他やむを得ない事由により供給すべき対象野菜に不足が生じた場合に、これと同一の種別に属する指定野菜を供給することを内容とするものに限る。()に基づき当該同一の種別に属する指定野菜を確保する必要がある場合において、その登録出荷団体又は登録生産者に対し、その確保に要する費用に充てるための交付金を交付すること。

三 農林水産省令で定める指定野菜の安定的な供給を図るためのその買入れ、保管及び売渡しを行うこと。

四 野菜の安定的な供給を図るための保管施設の設置及び管理を行うこと。

五 民法第三十四条の規定により設立された法人が行う対象野菜以外の野菜（指定野菜以外の野菜にあつては、指定野菜に準ずるものとして農林水産省令で定めるものに限る。()の安定的な供給を図るための業務で第一号又は第二号の業務に準ずるもの（農林水産省令で定める要件に適合するものに限る。()）についての助成を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、野菜の安定的な供給又はその流通若しくは消費の合理化を図るための事業を行うこと。

七 前各号の業務に附帯する業務

2 基金は、前項の規定により行う業務のほか、指定野菜の安定的な供給を確保することが特に困難であると認められる場合においてその出荷を促進するための出荷団体に対する助成その他野菜の安定的な供給を図るため特に必要な事業として農林水産省令で定

(出荷団体及び生産者の登録)

第十一条 前条第一項の登録を受ける資格を有する出荷団体は、対象野菜を出荷する次に掲げる法人その他の団体であつて、少なくとも一の野菜指定産地の区域の全部をその地区等の全部又は一部とするものとする。ただし、第三号から第五号までに掲げる法人その他の団体にあつては、農林水産省令で定めるものに限る。

一五 (略)

2 前条第一項の登録を受ける資格を有する生産者は、対象野菜を出荷する者であつて、当該対象野菜の作付面積が農林水産省令で定める面積に達しているものとする。

3 機構は、前条第一項の登録を受ける資格を有する出荷団体又は生産者から同項の登録の申請があつたときは、正当な理由がないのに、その登録を拒んではならない。

(削る。)

めるものについての助成を行うことができる。

3 第一項第一号の生産者補給金の額は、対象野菜の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、対象野菜の生産及び出荷の安定を図ることを旨として、定めるものとする。

4 基金は、第一項第一号及び第二号に掲げる業務については、指定野菜の種別又は出荷される地域を限定して、その業務を行つてはならない。

(出荷団体及び生産者の登録)

第十六条 前条第一項第一号の登録を受ける資格を有する出荷団体は、対象野菜を出荷する次に掲げる法人その他の団体であつて、少なくとも一の野菜指定産地の区域の全部をその地区等の全部又は一部とするものとする。ただし、第三号から第五号までに掲げる法人その他の団体にあつては、農林水産省令で定めるものに限る。

一五 (略)

2 前条第一項第一号の登録を受ける資格を有する生産者は、対象野菜を出荷する者であつて、当該対象野菜の作付面積が農林水産省令で定める面積に達しているものとする。

3 基金は、前条第一項第一号の登録を受ける資格を有する出荷団体又は生産者から同号の登録の申請があつたときは、正当な理由がないのに、その登録を拒んではならない。

4 前三項に規定するもののほか、前条第一項第一号の登録に関して必要な事項は、定款で定める。

(交付金の交付)

第十二条 機構は、登録出荷団体又は登録生産者が指定野菜を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者との間において農林水産省令で定めるところによりあらかじめ締結した契約（対象野菜の供給に係るものであつて、天候その他やむを得ない事由により供給すべき対象野菜に不足が生じた場合に、これと同一の種別に属する指定野菜を供給することを内容とするものに限る。）に基づき当該同一の種別に属する指定野菜を確保する必要がある場合には、その登録出荷団体又は登録生産者に対し、その確保に要する費用に充てるための交付金を交付するものとする。

(業務の条件)

第十三条 機構は、第十条及び前条の規定により行う業務については、指定野菜の種別又は出荷される地域を限定して、その業務を行うつてはならない。

(法人に対する補助)

第十四条 機構は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人が行う対象野菜以外の野菜（指定野菜以外の野菜にあつては、指定野菜に準ずるものとして農林水産省令で定めるものに限る。）の安定的な供給を図るための業務で第十条又は第十二条の規定により行う業務に準ずるもの（農林水産省令で定める要件に適合するものに限る。）についてその経費を補助するものとする。

(削る。)	第十七条～第二十四条 (略)
(削る。)	第三節 設立
(削る。)	第二十五条～第二十九条 (略)
(削る。)	第四節 管理
(削る。)	第三十条～第四十条 (略)
(削る。)	第五節 財務及び会計
(削る。)	第四十一条～第四十八条 (略)
(削る。)	第六節 監督
(削る。)	第四十九条～第五十一条 (略)
(削る。)	第七節 補則
(削る。)	第五十二条～第五十八条 (略)
第五章 雑則	第五章 雑則
(勧告)	(勧告)
第十五条 (略)	第五十九条 (略)
(報告の徴収)	(報告の徴収)
第十六条 (略)	第六十条 (略)
(権限の委任)	(権限の委任)
第十七条 (略)	第六十一条 (略)
第六章 罰則	第六章 罰則
(削る。)	第六十二条 第五十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。
	2 基金の役員又は基金の代理人、使用人その他の従業者が、基金

(削る。)

の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、基金に対しても同項の罰金刑を科する。

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした基金の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林水産大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 この法律の規定に基づき基金が行うことができる業務以外の業務を行つたとき。

三 第十四条第一項の政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

四 第十九条の規定に違反して資金を管理し、又は第四十四条の規定に違反する經理をしたとき。

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十三条第二項の規定に違反した者

二 第六十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第十八条 第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の過料に処する。

○畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）（附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>畜産物の価格安定に関する法律</u></p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 主要な畜産物の価格の安定に関する措置（第三条 第十 二条）</p> <p>第三章 <u>雑則（第十三条・第十四条）</u></p> <p>第四章 <u>罰則（第十五条）</u></p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、主要な畜産物の価格の安定を図ることにより、畜産及びその関連産業の健全な発達を促進し、あわせて国民の食生活の改善に資することを目的とする。</p> <p>（指定乳製品の生産等に関する計画）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2）5 （略）</p> <p>6 農林水産大臣は、生乳生産者団体が第一項の認定を受けた他に委託する指定乳製品の生産に関する計画を実施しようとする場合に</p>	<p style="text-align: center;"><u>畜産物の価格安定等に関する法律</u></p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 主要な畜産物の価格の安定に関する措置（第三条 第十 二条）</p> <p>第三章 <u>債務の保証（第十三条）</u></p> <p>第四章 <u>雑則（第十四条・第十五条）</u></p> <p>第五章 <u>罰則（第十六条・第十七条）</u></p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、主要な畜産物の価格の安定を図るとともに乳業者等の経営に必要な資金の調達を円滑にすることにより、畜産及びその関連産業の健全な発達を促進し、あわせて国民の食生活の改善に資することを目的とする。</p> <p>（指定乳製品の生産等に関する計画）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2）5 （略）</p> <p>6 農林水産大臣は、生乳生産者団体が第一項の認定を受けた他に委託する指定乳製品の生産に関する計画を実施しようとする場合に</p>

<p>において、当該計画に係る乳業者が、正当な理由がないのにその生産の委託に応じないときは、その生乳生産者団体の申出により、当該乳業者に対し、その委託に応ずべき旨を命ずることができる。</p>	<p>において、農畜産業振興事業団（以下「事業団」という。）があつせんとしてもなお当該計画に係る乳業者が、正当な理由がないのにその生産の委託に応じないときは、その生乳生産者団体の申出により、当該乳業者に対し、その委託に応ずべき旨を命ずることができる。</p>
<p>7 農林水産大臣は、第二項から第四項までの認定をしようとするときは、あらかじめ独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の意見を聞くものとする。</p>	<p>7 農林水産大臣は、第一項から第四項までの認定をしようとするときは、あらかじめ事業団の意見を聞くものとする。</p>
<p>8 (略) (買入れ)</p>	<p>8 (略) (買入れ)</p>
<p>第七条 機構は、前条第二項各号の一に該当する者の申込みにより、その生産した指定乳製品（他に委託して生産したものを含む。）を安定下位価格で買入れることができる。</p>	<p>第七条 事業団は、前条第二項各号の一に該当する者の申込みにより、その生産した指定乳製品（他に委託して生産したものを含む。）を安定下位価格で買入れることができる。</p>
<p>2 機構は、中央卸売市場において、指定食肉を買入れることができる。</p>	<p>2 事業団は、中央卸売市場において、指定食肉を買入れることができる。</p>
<p>3 機構は、農業協同組合又は農業協同組合連合会が前条第三項の認定を受けた同項の計画に基づいて保管又は販売をする指定食肉については、当該農業協同組合又は農業協同組合連合会の申込みにより、中央卸売市場以外の機構の指定する場所において、買入れることができる。</p>	<p>3 事業団は、農業協同組合又は農業協同組合連合会が前条第三項の認定を受けた同項の計画に基づいて保管又は販売をする指定食肉については、当該農業協同組合又は農業協同組合連合会の申込みにより、中央卸売市場以外の事業団の指定する場所において、買入れることができる。</p>
<p>4 機構が前二項の規定により買入れる指定食肉の買入れの価格は、第三条第二項の中央卸売市場において買入れる場合にあつては安定基準価格とし、その他の中央卸売市場及び中央卸売市場以外の機構の指定する場所において買入れる場合にあつては安定基準</p>	<p>4 事業団が前二項の規定により買入れる指定食肉の買入れの価格は、第三条第二項の中央卸売市場において買入れる場合にあつては安定基準価格とし、その他の中央卸売市場及び中央卸売市場以外の事業団の指定する場所において買入れる場合にあつては安定</p>

価格を基準として政令で定めるところにより算出される額とする。

5 機構は、指定乳製品又は指定食肉の買入れについては、第一項の規定による生乳生産者団体からの買入れ又は第三項の規定による買入れを優先的に行うものとする。

第八条 指定乳製品の価格が安定上位価格を超えて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合において、機構がその価格の騰貴を抑制するために必要な数量の当該指定乳製品を保管していないときは、機構は、その必要の限度において、輸入に係る当該指定乳製品を買い入れることができる。

(売渡)

第九条 機構は、指定乳製品又は指定食肉の価格が安定上位価格を超えて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合は、政令で定めるところにより、その保管する指定乳製品又は指定食肉を、指定乳製品にあつては一般競争入札の方法により、指定食肉にあつては中央卸売市場において、売り渡すものとする。ただし、これらの方法によることが著しく不適當であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、随意契約その他の方法で売り渡すことができる。

第十条 機構は、次の場合には、政令で定めるところにより、原料乳及び指定乳製品又は指定食肉の時価に悪影響を及ぼさないような方法で、その保管する指定乳製品又は指定食肉を売り渡すことができる。

基準価格を基準として政令で定めるところにより算出される額とする。

5 事業団は、指定乳製品又は指定食肉の買入れについては、第一項の規定による生乳生産者団体からの買入れ又は第三項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

第八条 指定乳製品の価格が安定上位価格を超えて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合において、事業団がその価格の騰貴を抑制するために必要な数量の当該指定乳製品を保管していないときは、事業団は、農林水産大臣の承認を受けて、その必要の限度において、輸入に係る当該指定乳製品を買い入れることができる。

(売渡し)

第九条 事業団は、指定乳製品又は指定食肉の価格が安定上位価格を超えて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合は、政令で定めるところにより、その保管する指定乳製品又は指定食肉を、指定乳製品にあつては一般競争入札の方法により、指定食肉にあつては中央卸売市場において、売り渡すものとする。ただし、これらの方法によることが著しく不適當であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、農林水産大臣の承認を受けて、随意契約その他の方法で売り渡すことができる。

第十条 事業団は、次の場合には、政令で定めるところにより、農林水産大臣の承認を受けて、原料乳及び指定乳製品又は指定食肉の時価に悪影響を及ぼさないような方法で、その保管する指定乳製品

<p>一 その保管する指定乳製品又は指定食肉の数量が農林水産省令で定める数量を<u>超えるに至つた場合</u></p> <p>二 その保管する指定乳製品又は指定食肉の保管期間が農林水産省令で定める期間を<u>超えるに至つた場合</u></p> <p>三 (略)</p> <p>(買入れ又は売渡しをしない場合)</p> <p>第十一条 機構は、次の場合には、第七条の規定による買入れ又は第九条の規定による売渡しをしないものとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>(交換)</p> <p>第十二条 機構は、その保管する指定乳製品又は指定食肉の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合は、これらを同一の規格及び数量の指定乳製品又は指定食肉と交換することができる。この場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で清算するものとする。</p> <p>(削る。)</p>	<p>又は指定食肉を売り渡すことができる。</p> <p>一 その保管する指定乳製品又は指定食肉の数量が農林水産省令で定める数量を<u>こえるに至つた場合</u></p> <p>二 その保管する指定乳製品又は指定食肉の保管期間が農林水産省令で定める期間を<u>こえるに至つた場合</u></p> <p>三 (略)</p> <p>(買入れ又は売渡しをしない場合)</p> <p>第十一条 事業団は、次の場合には、第七条の規定による買入れ又は第九条の規定による売渡しをしないものとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>(交換)</p> <p>第十二条 事業団は、その保管する指定乳製品又は指定食肉の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合は、これらを同一の規格及び数量の指定乳製品又は指定食肉と交換することができる。この場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で清算するものとする。</p> <p>第三章 債務の保証</p> <p>(債務の保証)</p> <p>第十三条 事業団は、乳業者である出資者が銀行その他の金融機関から次に掲げる資金の貸付けを受け、又は当該資金に充てるために手形の割引を受けることにより、当該金融機関に対して債務を負担する場合は、当該債務について保証することができる。</p> <p>一 生乳の購入又は処理若しくは加工に必要な資金(設備の新設</p>
--	---

又は改良に必要な資金を除く。)

二 前号に掲げる資金のほか、乳製品の保管その他乳業の経営に必要な資金(設備の新設又は改良に必要な資金を除く。)

三 乳業の経営を合理化するため必要な設備の新設又は改良に必要な資金

2 事業団は、出資者で第六条第二項第二号又は第三号に該当するものが、その組合員たる乳業者又はその直接若しくは間接の構成員たる農業協同組合連合会若しくは農業協同組合に対して前項各号に掲げる資金を貸し付けるために必要な資金を銀行その他の金融機関から借り受けることにより、当該金融機関に対して債務を負担する場合は、当該債務について保証することができる。

3 事業団は、生乳生産者団体である出資者が、その直接又は間接の構成員たる生乳の生産者に対して当該生産者が乳業者から生乳の販売代金の支払いを受けるまでの間において必要とする生乳の生産に要する資金を貸し付けるために必要な資金を、当該生乳の販売代金の額の範囲内で、銀行その他の金融機関から借り受けることにより、当該金融機関に対して債務を負担する場合は、当該債務について保証することができる。

第四章 雑則

(財務大臣との協議)

第十四条 農林水産大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

(財務大臣との協議)

第十三条 農林水産大臣は、第六条第五項又は第十条各号の農林水産省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(削る。)

<p>(削る。)</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第四章 罰則</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る。)</p>	<p>一 第六条第五項又は第十条各号の農林水産省令を定めようとするとき。</p> <p>二 第十条の承認をしようとするとき。</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第五章 罰則</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十七条 第八条、第九条ただし書又は第十条の規定により農林水産大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったときは、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。</p>
---	--

○砂糖の価格調整に関する法律(昭和四十年法律第百九号)(附則第十二条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改正案

現行

<p>(輸入に係る指定糖の機構への売渡し)</p> <p>第五条 粗糖その他の政令で定める種類の砂糖又は砂糖とぶどう糖その他の砂糖以外の糖とを混合した糖で政令で定めるもの(以下「指定糖」という。)につき関税法第六十七条の規定による輸入の申告(以下「輸入申告」という。)をする者(その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る指定糖の所有者でない場合にあつては、その所有者。以下「指定糖輸入申告者等」という。)は、その輸入申告の時に適用される次条の粗糖の平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格に満たない額であるときは、政令で定めるところにより、その輸入申告に係る指定糖を独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)に売り渡さなければならない。ただし、その輸入申告に係る指定糖が関税率法(明治四十三年法律第五十四号)第十四条の規定により関税が免除されるものである場合その他政令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による指定糖の売渡しは、当該指定糖に係る輸入申告の前に、売渡申込書を機構に提出してしなければならない。</p> <p>3 指定糖についての関税法第七十条の規定の適用については、前項の規定による売渡申込書の提出があつた場合における当該申込みに対する機構の承諾は、同条第一項の許可、承認等とみなす。</p>	<p>(輸入に係る指定糖の事業団への売渡し)</p> <p>第五条 粗糖その他の政令で定める種類の砂糖又は砂糖とぶどう糖その他の砂糖以外の糖とを混合した糖で政令で定めるもの(以下「指定糖」という。)につき関税法第六十七条の規定による輸入の申告(以下「輸入申告」という。)をする者(その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る指定糖の所有者でない場合にあつては、その所有者。以下「指定糖輸入申告者等」という。)は、その輸入申告の時に適用される次条の粗糖の平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格に満たない額であるときは、政令で定めるところにより、その輸入申告に係る指定糖を農畜産業振興事業団(以下「事業団」という。)に売り渡さなければならない。ただし、その輸入申告に係る指定糖が関税率法(明治四十三年法律第五十四号)第十四条の規定により関税が免除されるものである場合その他政令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による指定糖の売渡しは、当該指定糖に係る輸入申告の前に、売渡申込書を事業団に提出してしなければならない。</p> <p>3 指定糖についての関税法第七十条の規定の適用については、前項の規定による売渡申込書の提出があつた場合における当該申込みに対する事業団の承諾は、同条第一項の許可、承認等とみなす。</p>
---	--

<p>4 前項の機構の承諾に關し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>(輸入に係る指定糖の買入れの価格)</p>	<p>4 前項の事業団の承諾に關し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>(輸入に係る指定糖の買入れの価格)</p>
<p>第七条 第五条第一項の規定による売渡しに係る指定糖についての機構の買入れの価格は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(輸入に係る指定糖の売戻し)</p>	<p>第七条 第五条第一項の規定による売渡しに係る指定糖についての事業団の買入れの価格は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(輸入に係る指定糖の売戻し)</p>
<p>第八条 機構は、第五条第一項の規定による指定糖の売渡しをした者に対し、その指定糖を売り戻さなければならない。</p> <p>2 機構は、前項の規定による売戻しをするため、第五条第一項の規定による指定糖の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者がその売渡しに係る指定糖を買い戻さなければならない旨の条件を付することができる。</p>	<p>第八条 事業団は、第五条第一項の規定による指定糖の売渡しをした者に対し、その指定糖を売り戻さなければならない。</p> <p>2 事業団は、前項の規定による売戻しをするため、第五条第一項の規定による指定糖の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者がその売渡しに係る指定糖を買い戻さなければならない旨の条件を付することができる。</p>
<p>3 機構は、第五条第一項の規定による指定糖の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者に対し、前項の条件を付するほか、政令で定めるところにより、当該条件による買戻しに係る債務の履行を確保するため必要な範囲内で、保証金、証券その他の担保を提供させることができる。</p> <p>(輸入に係る指定糖の売戻しの価格)</p> <p>第九条 前条第一項の規定による機構の指定糖の売戻しの価格は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>3 事業団は、第五条第一項の規定による指定糖の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者に対し、前項の条件を付するほか、政令で定めるところにより、当該条件による買戻しに係る債務の履行を確保するため必要な範囲内で、保証金、証券その他の担保を提供させることができる。</p> <p>(輸入に係る指定糖の売戻しの価格)</p> <p>第九条 前条第一項の規定による事業団の指定糖の売戻しの価格は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 第一項第一号ハの農林水産大臣の定める額は、第十二条第一項</p>	<p>3 第一項第一号ハの農林水産大臣の定める額は、第十二条第一項</p>

の期間ごとにその各期間を適用期間とし、第一号に掲げる数量を第二号に掲げる数量で除して得た数を第三号に掲げる額に乗じて得た額を、政令で定めるところにより輸入に係る粗糖についての機構の売戻しの価格に換算した額を限度として、定めるものとする。

一～三 (略)

4 (略)

(買入れ及び売戻しの価格の減額)

第十条 第五条第一項の規定による売渡しに係る指定糖が当該売渡し前に変質したものである場合には、機構は、農林水産省令で定めるところにより、当該指定糖につき買入れ及び売戻しの価格を減額することができる。

(異性化糖等の機構への売渡し)

第十一条 農林水産省令で定める施設により異性化糖を製造する者(以下「異性化糖製造者」という。)は、製造した異性化糖をその製造場から移出する場合においてその移出の時に適用される次条第一項の異性化糖の平均供給価格が異性化糖調整基準価格(国内産糖合理化目標価格を政令で定めるところにより標準異性化糖の価格に換算して農林水産大臣が定める価格をいう。以下同じ。)に満たない額であるときは、その移出に係る異性化糖を機構に売り渡さなければならぬ。ただし、輸入に係る粗糖につき当該移出の時に適用される平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格に満たない額である場合であり、かつ、当該移出の時

の期間ごとにその各期間を適用期間とし、第一号に掲げる数量を第二号に掲げる数量で除して得た数を第三号に掲げる額に乗じて得た額を、政令で定めるところにより輸入に係る粗糖についての事業団の売戻しの価格に換算した額を限度として、定めるものとする。

一～三 (略)

4 (略)

(買入れ及び売戻しの価格の減額)

第十条 第五条第一項の規定による売渡しに係る指定糖が当該売渡し前に変質したものである場合には、事業団は、農林水産省令で定めるところにより、当該指定糖につき買入れ及び売戻しの価格を減額することができる。

(異性化糖等の事業団への売渡し)

第十一条 農林水産省令で定める施設により異性化糖を製造する者(以下「異性化糖製造者」という。)は、製造した異性化糖をその製造場から移出する場合においてその移出の時に適用される次条第一項の異性化糖の平均供給価格が異性化糖調整基準価格(国内産糖合理化目標価格を政令で定めるところにより標準異性化糖の価格に換算して農林水産大臣が定める価格をいう。以下同じ。)に満たない額であるときは、その移出に係る異性化糖を事業団に売り渡さなければならぬ。ただし、輸入に係る粗糖につき当該移出の時に適用される平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格に満たない額である場合であり、かつ、当該移出の時

について適用される同項の異性化糖の平均供給価格が当該移出の時に適用される異性化糖標準価格（第六条第一項の政令で定める期間（当該期間をその適用期間とする平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格以上の額である場合における当該期間を除く。））にその各期間を適用期間とし、その期間における輸入に係る粗糖についての第九条第一項第一号に規定する機構の売戻しの価格を政令で定めるところにより標準異性化糖の価格に換算して農林水産大臣が定める価格をいう。以下同じ。）を超える場合は、この限りでない。

2 異性化糖又は混合異性化糖（以下「異性化糖等」という。）につき輸入申告をする者（その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る異性化糖等の所有者でない場合にあつては、その所有者）は、その輸入申告の時に適用される次条第一項の異性化糖の平均供給価格が異性化糖調整基準価格に満たない額であるときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、その輸入申告に係る異性化糖等を機構に売り渡さなければならない。

一・二（略）

3～5（略）

6 第六条第二項から第四項までの規定は、異性化糖標準価格について準用する。この場合において、同条第三項中「海外における粗糖の市価が著しく騰貴した場合」とあるのは、「平均輸入価格の改定により輸入に係る粗糖についての第九条第一項第一号に規定する機構の売戻しの価格が変動する場合」と、「改定することが

時について適用される同項の異性化糖の平均供給価格が当該移出の時に適用される異性化糖標準価格（第六条第一項の政令で定める期間（当該期間をその適用期間とする平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格以上の額である場合における当該期間を除く。））にその各期間を適用期間とし、その期間における輸入に係る粗糖についての第九条第一項第一号に規定する事業団の売戻しの価格を政令で定めるところにより標準異性化糖の価格に換算して農林水産大臣が定める価格をいう。以下同じ。）を超える場合は、この限りでない。

2 異性化糖又は混合異性化糖（以下「異性化糖等」という。）につき輸入申告をする者（その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る異性化糖等の所有者でない場合にあつては、その所有者）は、その輸入申告の時に適用される次条第一項の異性化糖の平均供給価格が異性化糖調整基準価格に満たない額であるときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、その輸入申告に係る異性化糖等を事業団に売り渡さなければならない。

一・二（略）

3～5（略）

6 第六条第二項から第四項までの規定は、異性化糖標準価格について準用する。この場合において、同条第三項中「海外における粗糖の市価が著しく騰貴した場合」とあるのは、「平均輸入価格の改定により輸入に係る粗糖についての第九条第一項第一号に規定する事業団の売戻しの価格が変動する場合」と、「改定すること

できる」とあるのは「併せて改定しなければならない」と、同条第四項中「第一項の」とあるのは「第十一条第一項ただし書の異性化糖標準価格の決定に関する」と、「政令で定める期間」とあるのは「第六条第一項の政令で定める期間（当該期間をその適用期間とする平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格以上の額である場合における当該期間を除く。）」と読み替えるものとする。

7 第一項の規定による異性化糖の売渡しは、当該異性化糖をその製造場から移出する前に、売渡申込書を機構に提出してしなければならない。

8 第二項の規定による異性化糖等の売渡しは、当該異性化糖等に係る輸入申告の前に、売渡申込書を機構に提出してしなければならない。

9 前二項の規定による売渡申込書の提出があつた場合における当該申込みに対する機構の承諾に関し必要な事項は、政令で定める。

10
12 (略)

(異性化糖等の買入れの価格)

第十三条 第十一条第一項の規定による売渡しに係る異性化糖（以下「国内産異性化糖」という。）についての機構の買入れの価格は、当該国内産異性化糖の移出の時に適用される異性化糖平均供給価格（標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖平均供給価格

ができる」とあるのは「併せて改定しなければならない」と、同条第四項中「第一項の」とあるのは「第十一条第一項ただし書の異性化糖標準価格の決定に関する」と、「政令で定める期間」とあるのは「第六条第一項の政令で定める期間（当該期間をその適用期間とする平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格以上の額である場合における当該期間を除く。）」と読み替えるものとする。

7 第一項の規定による異性化糖の売渡しは、当該異性化糖をその製造場から移出する前に、売渡申込書を事業団に提出してしなければならない。

8 第二項の規定による異性化糖等の売渡しは、当該異性化糖等に係る輸入申告の前に、売渡申込書を事業団に提出してしなければならない。

9 前二項の規定による売渡申込書の提出があつた場合における当該申込みに対する事業団の承諾に関し必要な事項は、政令で定める。

10
12 (略)

(異性化糖等の買入れの価格)

第十三条 第十一条第一項の規定による売渡しに係る異性化糖（以下「国内産異性化糖」という。）についての事業団の買入れの価格は、当該国内産異性化糖の移出の時に適用される異性化糖平均供給価格（標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖平均供給価

に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額)とする。

2 第十一条第二項の規定による売渡しに係る異性化糖(以下「輸入異性化糖」という。)(又は混合異性化糖(以下「輸入混合異性化糖」という。))についての機構の買入れの価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ、当該各号に掲げる額から消費税及び地方消費税の額に相当する金額を控除して得た額とする。

一・二 (略)

(異性化糖等の売戻し)

第十四条 機構は、第十一条第一項又は第二項の規定による異性化糖等の売渡しをした者に対し、その異性化糖等を売り戻さなければならぬ。

2 (略)

(異性化糖等の売戻しの価格)

第十五条 前条第一項の規定による機構の異性化糖等の売戻しの価格は、次に掲げるとおりとする。

一・三 (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項各号の異性化糖又は混合異性化糖の移出又は輸入申告の時に適用される輸入に係る粗糖についての平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格に満たない額である場合であり、かつ、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、前条第一項の規定による機構の異性化糖等の売戻しの価格は、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額)とする。

2 第十一条第二項の規定による売渡しに係る異性化糖(以下「輸入異性化糖」という。)(又は混合異性化糖(以下「輸入混合異性化糖」という。))についての事業団の買入れの価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ、当該各号に掲げる額から消費税及び地方消費税の額に相当する金額を控除して得た額とする。

一・二 (略)

(異性化糖等の売戻し)

第十四条 事業団は、第十一条第一項又は第二項の規定による異性化糖等の売渡しをした者に対し、その異性化糖等を売り戻さなければならぬ。

2 (略)

(異性化糖等の売戻しの価格)

第十五条 前条第一項の規定による事業団の異性化糖等の売戻しの価格は、次に掲げるとおりとする。

一・三 (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項各号の異性化糖又は混合異性化糖の移出又は輸入申告の時に適用される輸入に係る粗糖についての平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格に満たない額である場合であり、かつ、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、前条第一項の規定による事業団の異性化糖等の売戻しの価格は、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

<p>一〇三 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(輸入に係る異性化糖等の買入れ及び売戻しの価格の減額)</p> <p>第十六条 第十一条第二項の規定による売渡しに係る異性化糖等が当該売渡し前に変質したものである場合には、<u>機構</u>は、農林水産省令で定めるところにより、当該異性化糖等につき買入れ及び売戻しの価格を減額することができる。</p> <p>(異性化糖の移出の制限)</p> <p>第十七条 異性化糖製造者は、第十一条第一項の規定による売渡しをすべき異性化糖を、<u>機構</u>に売り渡し、かつ、<u>機構</u>から買い戻した後でなければ、移出してはならない。</p> <p>(交付金の交付)</p> <p>第十九条 <u>機構</u>は、政令で定めるところにより、地域内国内産糖製造事業者(甘味資源特別措置法第十八条第一項に規定する地域内国内産糖製造事業者をいう。以下同じ。)に対し、その製造する国内産糖(同法第四条第一項に規定する生産振興地域の区域内において生産された甘味資源作物で最低生産者価格(てん菜及びさとうきび)ごとにその生産者販売価格の最低基準となるものとして農林水産大臣が定める価格をいう。以下同じ。)を下らない価格でその生産者から買い入れられたものを原料として、同法第十五条第一項に規定する地域内指定製造施設により製造された国内産糖であつて、農林水産省令で定める種類、規格及び生産年のものに限る。第二十一条第一項において同じ。)につき、交付金を交</p>	<p>一〇三 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(輸入に係る異性化糖等の買入れ及び売戻しの価格の減額)</p> <p>第十六条 第十一条第二項の規定による売渡しに係る異性化糖等が当該売渡し前に変質したものである場合には、<u>事業団</u>は、農林水産省令で定めるところにより、当該異性化糖等につき買入れ及び売戻しの価格を減額することができる。</p> <p>(異性化糖の移出の制限)</p> <p>第十七条 異性化糖製造者は、第十一条第一項の規定による売渡しをすべき異性化糖を、<u>事業団</u>に売り渡し、かつ、<u>事業団</u>から買い戻した後でなければ、移出してはならない。</p> <p>(交付金の交付)</p> <p>第十九条 <u>事業団</u>は、政令で定めるところにより、地域内国内産糖製造事業者(甘味資源特別措置法第十八条第一項に規定する地域内国内産糖製造事業者をいう。以下同じ。)に対し、その製造する国内産糖(同法第四条第一項に規定する生産振興地域の区域内において生産された甘味資源作物で最低生産者価格(てん菜及びさとうきび)ごとにその生産者販売価格の最低基準となるものとして農林水産大臣が定める価格をいう。以下同じ。)を下らない価格でその生産者から買い入れられたものを原料として、同法第十五条第一項に規定する地域内指定製造施設により製造された国内産糖であつて、農林水産省令で定める種類、規格及び生産年のものに限る。第二十一条第一項において同じ。)につき、交付金を交</p>
---	---

付するものとする。

(交付金の金額)

第二十一条 (略)

2 交付金の単価は、農林水産省令で定める国内産糖の種類に応じて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を基準として、農林水産大臣が定める。

一 (略)

二 政令で定めるところにより、平均輸入価格又は輸入に係る粗糖につき第九条第一項第一号の規定により定められる機構の売戻しの価格を基礎として算出される額を基準とし、砂糖の市価を参酌して算出される額

3・4 (略)

(輸入に係る指定糖及び異性化糖等の売戻しの価格の特例)

第二十二條 農林水産大臣は、砂糖の市価が平均輸入価格又は輸入に係る粗糖につき第九条第一項第一号の規定により定められる機構の売戻しの価格を政令で定めるところにより精製糖（国内産糖を除く。以下同じ。）の価格に換算した額を下回つて推移し、又は推移するおそれがある場合において、前条第二項の規定により国内産糖についての交付金の単価が砂糖の市価を参酌して定めることとされていることからみて、機構の行う国内産糖についての交付金の交付の業務の適正円滑な運営に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その事態に対処するため、機構に対し、次条第一項及び第二十四条第一項に規定する売戻しの価格

交付するものとする。

(交付金の金額)

第二十一条 (略)

2 交付金の単価は、農林水産省令で定める国内産糖の種類に応じて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を基準として、農林水産大臣が定める。

一 (略)

二 政令で定めるところにより、平均輸入価格又は輸入に係る粗糖につき第九条第一項第一号の規定により定められる事業団の売戻しの価格を基礎として算出される額を基準とし、砂糖の市価を参酌して算出される額

3・4 (略)

(輸入に係る指定糖及び異性化糖等の売戻しの価格の特例)

第二十二條 農林水産大臣は、砂糖の市価が平均輸入価格又は輸入に係る粗糖につき第九条第一項第一号の規定により定められる事業団の売戻しの価格を政令で定めるところにより精製糖（国内産糖を除く。以下同じ。）の価格に換算した額を下回つて推移し、又は推移するおそれがある場合において、前条第二項の規定により国内産糖についての交付金の単価が砂糖の市価を参酌して定めることとされていることからみて、事業団の行う国内産糖についての交付金の交付の業務の適正円滑な運営に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その事態に対処するため、事業団に対し、次条第一項及び第二十四条第一項に規定する売戻し

により売戻しをすべきことを指示するとともに、その旨を告示するものとする。

2 (略)

第二十三条 第五条第一項の規定による指定糖の売渡しの申込みがあつた場合において、その申込みをした指定糖輸入申告者等の当該申込みの日の属する農林水産省令で定めるところにより砂糖年度を区分した期間における指定糖の売渡申込数量（混合糖にあつては、当該売渡しの申込みに係る混合糖に含まれる砂糖の数量）を政令で定めるところにより粗糖の数量に換算した数量を合計した数量が通常年のその者に対する当該期間における指定糖の第八条第一項の規定による売戻しの数量（混合糖にあつては、当該売戻しに係る混合糖に含まれる砂糖の数量）を政令で定めるところにより粗糖の数量に換算した数量として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定めてその者及び機構に通知した数量（その数量によること著しく不相当であると認められる場合において、通常年のその者の当該期間における指定糖の輸入数量等（混合糖にあつては、輸入に係る混合糖に含まれる砂糖の数量等）を基礎として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定める数量をその者及び機構に通知したときは、当該数量）を超えるときは、その超える数量に係る指定糖の前条第一項の規定による告示が行われた日から同条第二項の規定による告示が行われる日までの間における機構の売戻しの価格は、第九条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する売戻しの価格

の価格により売戻しをすべきことを指示するとともに、その旨を告示するものとする。

2 (略)

第二十三条 第五条第一項の規定による指定糖の売渡しの申込みがあつた場合において、その申込みをした指定糖輸入申告者等の当該申込みの日の属する農林水産省令で定めるところにより砂糖年度を区分した期間における指定糖の売渡申込数量（混合糖にあつては、当該売渡しの申込みに係る混合糖に含まれる砂糖の数量）を政令で定めるところにより粗糖の数量に換算した数量を合計した数量が通常年のその者に対する当該期間における指定糖の第八条第一項の規定による売戻しの数量（混合糖にあつては、当該売戻しに係る混合糖に含まれる砂糖の数量）を政令で定めるところにより粗糖の数量に換算した数量として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定めてその者及び事業団に通知した数量（その数量によること著しく不相当であると認められる場合において、通常年のその者の当該期間における指定糖の輸入数量等（混合糖にあつては、輸入に係る混合糖に含まれる砂糖の数量等）を基礎として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定める数量をその者及び事業団に通知したときは、当該数量）を超えるときは、その超える数量に係る指定糖の前条第一項の規定による告示が行われた日から同条第二項の規定による告示が行われる日までの間における事業団の売戻しの価格は、第九条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する売戻し

に、政令で定めるところにより砂糖（輸入に係る指定糖たる混合糖に含まれる砂糖を含む。）の供給数量の増加が砂糖の市価及び交付金の単価に及ぼす影響の程度を参酌して粗糖につき当該超える数量に係る指定糖の輸入申告の日の属する砂糖年度について農林水産大臣が定める額（粗糖以外の指定糖にあつては、その種類（混合糖にあつては、当該混合糖に含まれる砂糖の種類）に応じて、当該額（混合糖にあつては、当該額に砂糖含有率を乗じて得た額）に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）を加えて得た額とする。

2 前項に規定する農林水産大臣の通知は、前条第一項の規定による告示が行われた日（当該告示が行われた日後四日から同条第二項の規定による告示が行われる日までに開始する前項の期間にあつては、当該期間の初日前三日まで）に（農林水産省令で定める過去一定年間に機構への売渡しの申込みをしていない者で、その日以後当該申込みをしたものについては、当該申込みの後遅滞なく）しななければならない。

3 （略）

第二十四条 第十一条第一項又は第二項の規定による異性化糖等の売渡しの申込みがあつた場合において、その申込みをした者の当該申込みの日の属する前条第一項の期間における異性化糖等の売渡申込数量（混合異性化糖にあつては、当該売渡しの申込みに係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量）を政令で定めるところにより標準異性化糖の数量に換算した数量を合計した数量が通

の価格に、政令で定めるところにより砂糖（輸入に係る指定糖たる混合糖に含まれる砂糖を含む。）の供給数量の増加が砂糖の市価及び交付金の単価に及ぼす影響の程度を参酌して粗糖につき当該超える数量に係る指定糖の輸入申告の日の属する砂糖年度について農林水産大臣が定める額（粗糖以外の指定糖にあつては、その種類（混合糖にあつては、当該混合糖に含まれる砂糖の種類）に応じて、当該額（混合糖にあつては、当該額に砂糖含有率を乗じて得た額）に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）を加えて得た額とする。

2 前項に規定する農林水産大臣の通知は、前条第一項の規定による告示が行われた日（当該告示が行われた日後四日から同条第二項の規定による告示が行われる日までに開始する前項の期間にあつては、当該期間の初日前三日まで）に（農林水産省令で定める過去一定年間に事業団への売渡しの申込みをしていない者で、その日以後当該申込みをしたものについては、当該申込みの後遅滞なく）しななければならない。

3 （略）

第二十四条 第十一条第一項又は第二項の規定による異性化糖等の売渡しの申込みがあつた場合において、その申込みをした者の当該申込みの日の属する前条第一項の期間における異性化糖等の売渡申込数量（混合異性化糖にあつては、当該売渡しの申込みに係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量）を政令で定めるところにより標準異性化糖の数量に換算した数量を合計した数量が通

常年のその者に対する当該期間における異性化糖等の第十四条第一項の規定による売戻しの数量（混合異性化糖にあつては、当該売戻しに係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量）を政令で定めるところにより標準異性化糖の数量に換算した数量を合計した数量として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定めてその者及び機構に通知した数量（その数量によることが著しく不適当であると認められる場合において、通常年のその者の当該期間における異性化糖の製造数量又は異性化糖等の輸入数量等（混合異性化糖にあつては、輸入に係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量等）を基礎として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定める数量をその者及び機構に通知したときは、当該数量）を超えるときは、その超える数量に係る異性化糖等の第二十二条第一項の規定による告示が行われた日から同条第二項の規定による告示が行われる日までの間における機構の売戻しの価格は、第十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する売戻しの価格に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を加えて得た額とする。

2
一～三（略）

常年のその者に対する当該期間における異性化糖等の第十四条第一項の規定による売戻しの数量（混合異性化糖にあつては、当該売戻しに係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量）を政令で定めるところにより標準異性化糖の数量に換算した数量を合計した数量として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定めてその者及び事業団に通知した数量（その数量によることが著しく不適当であると認められる場合において、通常年のその者の当該期間における異性化糖の製造数量又は異性化糖等の輸入数量等（混合異性化糖にあつては、輸入に係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量等）を基礎として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定める数量をその者及び事業団に通知したときは、当該数量）を超えるときは、その超える数量に係る異性化糖等の第二十二条第一項の規定による告示が行われた日から同条第二項の規定による告示が行われる日までの間における事業団の売戻しの価格は、第十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する売戻しの価格に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を加えて得た額とする。

2
一～三（略）

○生系の輸入に係る調整等に関する法律（昭和二十六年法律第三百十号）（附則第十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

<p>(機構)による生系の輸入)</p> <p>第二条 独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)は、農林水産大臣の承認を受けて、生系を輸入することができる。</p> <p>(機構)による輸入に係る生系の売渡し)</p> <p>第三条 機構は、国内において製造された生系の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合には、前条の規定による輸入によつて保有する生系(第六条第一項の規定による買換えによつて機構が保有する生系を含む。以下「輸入によつて保有する生系」という。)を、政令で定めるところにより、一般競争入札その他の方法で売り渡すことができる。</p> <p>2 前項の規定による輸入によつて保有する生系の売渡しの価格は、機構による当該輸入によつて保有する生系の買入れの価格にその買入れ及び保管に要する費用の額を加えて得た額を下つてはならない。ただし、生系の需要を確保するためやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>第四条 機構は、前条第一項に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、生系の時価に悪影響を及ぼさない方法によつて、輸入に</p>	<p>(事業団)による生系の輸入)</p> <p>第二条 農畜産業振興事業団(以下「事業団」という。)は、農林水産大臣の承認を受けて、生系を輸入することができる。</p> <p>(事業団)による輸入に係る生系の売渡し)</p> <p>第三条 事業団は、国内において製造された生系の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合には、農林水産大臣の承認を受けて、前条の規定による輸入によつて保有する生系(第六条第一項の規定による買換えによつて事業団が保有する生系を含む。以下「輸入によつて保有する生系」という。)を、政令で定めるところにより、一般競争入札その他の方法で売り渡すことができる。</p> <p>2 前項の規定による輸入によつて保有する生系の売渡しの価格は、事業団による当該輸入によつて保有する生系の買入れの価格にその買入れ及び保管に要する費用の額を加えて得た額を下つてはならない。ただし、生系の需要を確保するためやむを得ないと認められる場合として事業団が農林水産大臣の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>第四条 事業団は、前条第一項に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、農林水産大臣の承認を受けて、生系の時価に悪影響を</p>
---	--

よつて保有する生糸を売り渡すことができる。

一・二 (略)

2 前項の規定による売渡しは、機構の保有する生糸の数量が適正な数量を超えている場合に限り、することができる。

3 第一項の規定による輸入によつて保有する生糸の売渡しの価格は、同項第二号の規定による売渡しについて一般競争入札の方法により生糸を売り渡す場合を除き、当該売渡しの目的、生糸の時価及び需給事情並びに当該輸入によつて保有する生糸の種類、織度及び品位、買入れの価格並びに買入れ及び保管に要する費用の額を勘案して、機構が定める。

4 機構は、第一項第二号の規定による売渡しについて一般競争入札以外の方法により生糸を売り渡す場合には、絹業を営む者に対する売渡しを優先的に行つものとする。

(輸入によつて保有する生糸の売渡しをしない場合)

第五条 機構は、次の各号の一に該当するときは、第三条の規定による売渡しをしないものとする。

一～三 (略)

(輸入によつて保有する生糸の買換え)

第六条 機構は、輸入によつて保有する生糸の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合において、必要があるときは

及ぼさない方法によつて、輸入によつて保有する生糸を売り渡すことができる。

一・二 (略)

2 前項の規定による売渡しは、事業団の保有する生糸の数量が適正な数量を超えている場合に限り、することができる。

3 第一項の規定による輸入によつて保有する生糸の売渡しの価格は、同項第二号の規定による売渡しについて一般競争入札の方法により生糸を売り渡す場合においてあらかじめ農林水産大臣の承認を受けた算定方法により予定価格を定めるときを除き、当該売渡しの目的、生糸の時価及び需給事情並びに当該輸入によつて保有する生糸の種類、織度及び品位、買入れの価格並びに買入れ及び保管に要する費用の額を勘案して、事業団が農林水産大臣の承認を受けて定める。

4 事業団は、第一項第二号の規定による売渡しについて前項の農林水産大臣の承認を受けて定める価格で売り渡す場合には、絹業を営む者に対する売渡しを優先的に行つものとする。

(輸入によつて保有する生糸の売渡しをしない場合)

第五条 事業団は、次の各号の一に該当するときは、第三条の規定による売渡しをしないものとする。

一～三 (略)

(輸入によつて保有する生糸の買換え)

第六条 事業団は、輸入によつて保有する生糸の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合において、必要があるときは

、予算の範囲内において、これを同一の種類及び数量の生系に買
い換えることができる。

2 (略)

(輸入に係る生系の機構への売渡し)

第七条 生系につき関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十
七条の規定による輸入の申告(以下「輸入申告」という。)をす
る者(その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る生系の所有
者でない場合にあつては、その所有者。以下この項において「生
系輸入申告者等」という。)は、その輸入申告に係る生系を機構
に売り渡さなければならない。ただし、生系輸入申告者等が機構
、機構の委託を受けて生系の輸入を行う者その他政令で定める者
である場合は、この限りでない。

2 前項の規定による生系の売渡しは、当該生系に係る輸入申告の
前に、売渡申込書を機構に提出してしなければならない。

3 生系についての関税法第七十条の規定の適用については、前項
の規定による売渡申込書の提出があつた場合における当該申込み
に対する機構の承諾は、同条第一項の許可、承認等とみなす。

4 前項の機構の承諾に關し必要な事項は、政令で定める。

(輸入に係る生系の買入れの価格)

第八条 前条第一項の規定による売渡しに係る生系についての機構
の買入れの価格は、当該生系について輸入申告をすべき価格とす
る。

は、予算の範囲内において、これを同一の種類及び数量の生系に
買い換えることができる。

2 (略)

(輸入に係る生系の事業団への売渡し)

第七条 生系につき関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十
七条の規定による輸入の申告(以下「輸入申告」という。)をす
る者(その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る生系の所有
者でない場合にあつては、その所有者。以下この項において「生
系輸入申告者等」という。)は、その輸入申告に係る生系を事業
団に売り渡さなければならない。ただし、生系輸入申告者等が事
業団、農畜産業振興事業団法(平成八年法律第五十三号)第二十
九条第一項第四号の規定により事業団の委託を受けた者その他政
令で定める者である場合は、この限りでない。

2 前項の規定による生系の売渡しは、当該生系に係る輸入申告の
前に、売渡申込書を事業団に提出してしなければならない。

3 生系についての関税法第七十条の規定の適用については、前項
の規定による売渡申込書の提出があつた場合における当該申込み
に対する事業団の承諾は、同条第一項の許可、承認等とみなす。

4 前項の事業団の承諾に關し必要な事項は、政令で定める。

(輸入に係る生系の買入れの価格)

第八条 前条第一項の規定による売渡しに係る生系についての事業
団の買入れの価格は、当該生系について輸入申告をすべき価格と
する。

(輸入に係る生系の売戻し)

第九条 機構は、第七条第一項の規定による生系の売渡しをした者に対し、その生系を売り戻さなければならない。

2 機構は、前項の規定による売戻しをするため、第七条第一項の規定による生系の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者がその売渡しに係る生系を買い戻さなければならない旨の条件を付することができる。

3 機構は、第七条第一項の規定による生系の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者に対し、前項の条件を付するほか、政令で定めるところにより、当該条件による買戻しに係る債務の履行を確保するため必要な範囲内で、保証金、証券その他の担保を提供させることができる。

(輸入に係る生系の売戻しの価格)

第十条 前条第一項の規定による機構の売戻しの価格は、一キログラムにつき三千九百十円を第八条の規定による機構の買入れの価格に加えて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第七条第一項の規定による輸入申告に係る生系の輸入が次条第一項の認定を受けたものであるときは、前項に規定する機構の売戻しの価格は、政令で定める期間ごとにその各期間を適用期間とし、当該生系の輸入が生系の時価に悪影響を及ぼさないことを旨として一キログラムにつき三千九百十円を超えない範囲内で農林水産大臣が定める額を同項に規定する機構の買入れの価格に加えて得た額とする。

(輸入に係る生系の売戻し)

第九条 事業団は、第七条第一項の規定による生系の売渡しをした者に対し、その生系を売り戻さなければならない。

2 事業団は、前項の規定による売戻しをするため、第七条第一項の規定による生系の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者がその売渡しに係る生系を買い戻さなければならない旨の条件を付することができる。

3 事業団は、第七条第一項の規定による生系の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者に対し、前項の条件を付するほか、政令で定めるところにより、当該条件による買戻しに係る債務の履行を確保するため必要な範囲内で、保証金、証券その他の担保を提供させることができる。

(輸入に係る生系の売戻しの価格)

第十条 前条第一項の規定による事業団の売戻しの価格は、一キログラムにつき三千九百十円を第八条の規定による事業団の買入れの価格に加えて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第七条第一項の規定による輸入申告に係る生系の輸入が次条第一項の認定を受けたものであるときは、前項に規定する事業団の売戻しの価格は、政令で定める期間ごとにその各期間を適用期間とし、当該生系の輸入が生系の時価に悪影響を及ぼさないことを旨として一キログラムにつき三千九百十円を超えない範囲内で農林水産大臣が定める額を同項に規定する事業団の買入れの価格に加えて得た額とする。

<p>3 (略)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 農林水産大臣は、前項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 絹業の健全な発展を通じて生系の需要の増進に資するために前条第一項の規定による機構の売戻しの価格を調整することが必要なものであること。</p> <p>三 (略)</p> <p>第十八条 第二条の規定に違反して農林水産大臣の承認を受けなかつた場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。</p>	<p>3 (略)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 農林水産大臣は、前項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 絹業の健全な発展を通じて生系の需要の増進に資するために前条第一項の規定による事業団の売戻しの価格を調整することが必要なものであること。</p> <p>三 (略)</p> <p>第十八条 この法律の規定に違反して農林水産大臣の承認を受けなかつた場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。</p>
---	--

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 独立行政法人農畜産業振興機構の業務の特例 （第三条・第四条）</p> <p>第三章～第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、牛乳及び乳製品の需要の動向と生乳の生産事情の変化に対処して、当分の間、<u>独立行政法人農畜産業振興機構</u>に、生乳生産者団体を通ずる加工原料乳に係る生産者補給金の交付、輸入乳製品の調整等に関する業務を行わせることにより、生乳の価格形成の合理化と牛乳及び乳製品の価格の安定を図り、もつて酪農及びその関連産業の健全な発達を促進し、併せて国民の食生活の改善に資することを目的とする。</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「指定乳製品」とは、<u>畜産物の価格安定に関する法律</u>（昭和三十六年法律第百八十三号。以下「法」という。） 第二条第二項に規定する指定乳製品をいう。</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 <u>農畜産業振興事業団</u>の業務の特例（第三条・第四条）</p> <p>第三章～第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、牛乳及び乳製品の需要の動向と生乳の生産事情の変化に対処して、当分の間、<u>農畜産業振興事業団</u>に、生乳生産者団体を通ずる加工原料乳に係る生産者補給金の交付、輸入乳製品の調整等に関する業務を行わせることにより、生乳の価格形成の合理化と牛乳及び乳製品の価格の安定を図り、もつて酪農及びその関連産業の健全な発達を促進し、併せて国民の食生活の改善に資することを目的とする。</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「指定乳製品」とは、<u>畜産物の価格安定等に関する法律</u>（昭和三十六年法律第百八十三号。以下「法」という。） （第二条第二項に規定する指定乳製品をいう。）</p>

第二章 独立行政法人農畜産業振興機構の業務の特例

(独立行政法人農畜産業振興機構の業務)

第三条 独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人農畜産業振興機構法(平成十四年法律第 号以下「機構法」という。)第十条に規定する業務のほか、次の業務を行う。

一〜四 (略)

五 機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻し

六 (略)

2 前項第一号から第三号まで及び第五号の業務は、次章から第四章までに定めるところにより行つものとする。

第四条 削除

第二章 農畜産業振興事業団の業務の特例

(農畜産業振興事業団の業務)

第三条 農畜産業振興事業団(以下「事業団」という。)は、農畜産業振興事業団法(平成八年法律第五十三号。以下「事業団法」という。)第二十八条第一項から第三項までに規定する業務のほか、次の業務を行う。

一〜四 (略)

五 事業団以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻し

六 (略)

2 前項第一号から第三号まで及び第五号の業務は、次条及び次章から第四章までに定めるところにより行つものとする。

(業務の委託)

第四条 事業団は、次の各号に掲げる業務の一部を当該各号に掲げる者に委託することができる。

一 前条第一項第一号の業務(生産者補給交付金の交付の決定を除く。)

(都道府県その他農林水産大臣の指定する者

二 前条第一項第二号の業務(輸入の決定を除く。)

及び同項第三号の買入れの業務(買入れの決定を除く。)

輸入業者

三 前条第一項第三号の業務(交換及び売渡しの決定並びに買入れを除く。)

農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第

十条第一項第八号の事業を行う農業協同組合連合会その他農林水産大臣の指定する者

第三章 加工原料乳についての生産者補給金等の交付

(生産者補給交付金の交付)

第五条 機構は、予算の範囲内で、都道府県知事又は農林水産大臣の指定を受けた生乳生産者団体（法第六条第一項の生乳生産者団体をいう。以下同じ。）に対し、当該生乳生産者団体の行う生乳受託販売（委託を受けて行う生乳の販売又は委託を受けて行う生乳の処理若しくは加工及び当該処理若しくは加工に係る飲用牛乳若しくは乳製品の販売をいい、生乳生産者団体が直接又は間接の構成員となっており、かつ、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会その他の者に対するこれらの委託を含む。以下同じ。）に係る加工原料乳（当該指定に係る次条第一項に規定する地域内において生産されるものであつて、加工原料乳の販売価格の低落がその生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための積立金であつて農林水産省令で定める基準に適合するもの）の積立てに要する費用を生乳の生産者がこの条の規定による指定を受けた生乳生産者団体（以下「指定生乳生産者団体」という。）に支払う旨の定めがある契約（第十一条第一項において「生産者積立金契約」という。）に係るものに限る。）につき、その生産者への生産者補給金に充てるため、生産者補給交付金を交付することができる。

(生産者補給交付金の金額)

第十一条 機構が交付する生乳受託販売に係る加工原料乳について

2 前項各号に掲げる者は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受けて、当該業務を行うことができる。

第三章 加工原料乳についての生産者補給金等の交付

(生産者補給交付金の交付)

第五条 事業団は、予算の範囲内で、都道府県知事又は農林水産大臣の指定を受けた生乳生産者団体（法第六条第一項の生乳生産者団体をいう。以下同じ。）に対し、当該生乳生産者団体の行う生乳受託販売（委託を受けて行う生乳の販売又は委託を受けて行う生乳の処理若しくは加工及び当該処理若しくは加工に係る飲用牛乳若しくは乳製品の販売をいい、生乳生産者団体が直接又は間接の構成員となっており、かつ、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会その他の者に対するこれらの委託を含む。以下同じ。）に係る加工原料乳（当該指定に係る次条第一項に規定する地域内において生産されるものであつて、加工原料乳の販売価格の低落がその生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための積立金であつて農林水産省令で定める基準に適合するもの）の積立てに要する費用を生乳の生産者がこの条の規定による指定を受けた生乳生産者団体（以下「指定生乳生産者団体」という。）に支払う旨の定めがある契約（第十一条第一項において「生産者積立金契約」という。）に係るものに限る。）につき、その生産者への生産者補給金に充てるため、生産者補給交付金を交付することができる。

(生産者補給交付金の金額)

第十一条 事業団が交付する生乳受託販売に係る加工原料乳について

の生産者補給交付金の金額は、政令で定める期間ごと及び指定生乳生産者団体ごとに、次項の規定により定められる生産者補給金の単価（以下「補給金単価」という。）に、当該指定生乳生産者団体が生乳の生産者からのその生産に係る生乳受託販売に係る委託（当該委託を受けた者からの当該委託に係る生乳の生乳受託販売に係る委託及び当該生乳につき順次にされる生乳受託販売に係る委託を含む。）を受けて当該政令で定める期間内に行つた生乳受託販売に係る生乳の数量（当該指定生乳生産者団体の指定に係る地域以外の地域における生産に係るもの及び他の指定生乳生産者団体の委託を受けて行う生乳受託販売に係るものを除き、生産者積立金契約を締結した生産者の生産に係るものに限る。次条第一項において同じ。）のうち加工原料乳の数量として政令で定めるところにより都道府県知事又は農林水産大臣が認定する数量（その数量の毎会計年度における合計が、当該年度において機構が第三条第一項第一号の業務として交付する同号の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量を基礎として農林水産省令で定めるところにより指定生乳生産者団体ごとに算出される数量を超える場合にあつては、その算出される数量）に相当する数を乗じて得た額とする。

2～9（略）

（生産者補給金の交付）

第十二条 指定生乳生産者団体は、機構から生乳受託販売に係る加工原料乳についての生産者補給交付金の交付を受けたときは、その

ての生産者補給交付金の金額は、政令で定める期間ごと及び指定生乳生産者団体ごとに、次項の規定により定められる生産者補給金の単価（以下「補給金単価」という。）に、当該指定生乳生産者団体が生乳の生産者からのその生産に係る生乳受託販売に係る委託（当該委託を受けた者からの当該委託に係る生乳の生乳受託販売に係る委託及び当該生乳につき順次にされる生乳受託販売に係る委託を含む。）を受けて当該政令で定める期間内に行つた生乳受託販売に係る生乳の数量（当該指定生乳生産者団体の指定に係る地域以外の地域における生産に係るもの及び他の指定生乳生産者団体の委託を受けて行う生乳受託販売に係るものを除き、生産者積立金契約を締結した生産者の生産に係るものに限る。次条第一項において同じ。）のうち加工原料乳の数量として政令で定めるところにより都道府県知事又は農林水産大臣が認定する数量（その数量の毎会計年度における合計が、当該年度において事業団が第三条第一項第一号の業務として交付する同号の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量を基礎として農林水産省令で定めるところにより指定生乳生産者団体ごとに算出される数量を超える場合にあつては、その算出される数量）に相当する数を乗じて得た額とする。

2～9（略）

（生産者補給金の交付）

第十二条 指定生乳生産者団体は、事業団から生乳受託販売に係る加工原料乳についての生産者補給交付金の交付を受けたときは、そ

<p>交付を受けた生産者補給交付金の金額に相当する金額を、生産者補給金として、当該指定生乳生産者団体に前条第一項の生乳受託販売に係る委託をした者に対し、その委託に係る生乳の数量を基準として交付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第四章 指定乳製品等の輸入等 (指定乳製品等の輸入)</p> <p>第十三条 機構は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて通知する数量の指定乳製品等を輸入するものとする。</p> <p>2 機構は、前項の規定によるほか、指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合には、農林水産大臣の承認を受けて、指定乳製品等を輸入することができる。</p> <p>(輸入に係る指定乳製品等の機構への売渡し)</p> <p>第十四条 指定乳製品等につき関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条の規定による輸入の申告(以下「輸入申告」という)をする者(その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る指定乳製品等の所有者でない場合にあつては、その所有者)は、その輸入申告に係る指定乳製品等を機構に売り渡さなければならない。ただし、次に掲げる場合及び次項に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>一 機構又は機構の委託を受けた輸入業者が指定乳製品等を輸入するとき。</p>	<p>の交付を受けた生産者補給交付金の金額に相当する金額を、生産者補給金として、当該指定生乳生産者団体に前条第一項の生乳受託販売に係る委託をした者に対し、その委託に係る生乳の数量を基準として交付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第四章 指定乳製品等の輸入等 (指定乳製品等の輸入)</p> <p>第十三条 事業団は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて通知する数量の指定乳製品等を輸入するものとする。</p> <p>2 事業団は、前項の規定によるほか、指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合には、農林水産大臣の承認を受けて、指定乳製品等を輸入することができる。</p> <p>(輸入に係る指定乳製品等の事業団への売渡し)</p> <p>第十四条 指定乳製品等につき関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条の規定による輸入の申告(以下「輸入申告」という)をする者(その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る指定乳製品等の所有者でない場合にあつては、その所有者)は、その輸入申告に係る指定乳製品等を事業団に売り渡さなければならない。ただし、次に掲げる場合及び次項に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>一 事業団又は第四条第一項の規定による事業団の委託を受けた同項第二号に掲げる者が指定乳製品等を輸入するとき。</p>
<p>るとき。</p>	<p>二 (略)</p>

二 (略)

2 政令で定める用途に供されるものとして関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第八条の六第二項において準用する関税率法(明治四十三年法律第五十四号)第九条の二の規定により割当てを受けて指定乳製品等を輸入する者は、その指定乳製品等が当該政令で定める用途以外の用途に供されることとなつた場合(農林水産省令で定める場合を除く。)にはその指定乳製品等を機構に売り渡し、及びその指定乳製品等が機構に売り渡されることを確保する旨の契約を機構と締結しなければならない。

3 第一項の規定による売渡し又は前項の規定による契約の締結は、当該指定乳製品等に係る輸入申告の前に、申込書を機構に提出し、当該指定乳製品等に係る輸入申告の提出があつた場合における当該申込みに対する機構の承諾は、同条第一項の許可、承認等とみなす。

4 指定乳製品等についての関税法第七十条の規定の適用については、前項の規定による申込書の提出があつた場合における当該申込みに対する機構の承諾は、同条第一項の許可、承認等とみなす。

5 前項の機構の承諾に關し必要な事項は、政令で定める。
(輸入に係る指定乳製品等の買入れの価額)

第十四条の二 前条第一項の規定による売渡しに係る指定乳製品等についての機構の買入れの価額は、当該指定乳製品等について輸入申告をすべき価額とする。

(輸入に係る指定乳製品等の売戻し)

第十四条の三 機構は、第十四条第一項の規定による指定乳製品等

2 政令で定める用途に供されるものとして関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第八条の六第二項において準用する関税率法(明治四十三年法律第五十四号)第九条の二の規定により割当てを受けて指定乳製品等を輸入する者は、その指定乳製品等が当該政令で定める用途以外の用途に供されることとなつた場合(農林水産省令で定める場合を除く。)にはその指定乳製品等を事業団に売り渡し、及びその指定乳製品等が事業団に売り渡されることを確保する旨の契約を事業団と締結しなければならない。

3 第一項の規定による売渡し又は前項の規定による契約の締結は、当該指定乳製品等に係る輸入申告の前に、申込書を事業団に提出してしなければならない。

4 指定乳製品等についての関税法第七十条の規定の適用については、前項の規定による申込書の提出があつた場合における当該申込みに対する事業団の承諾は、同条第一項の許可、承認等とみなす。

5 前項の事業団の承諾に關し必要な事項は、政令で定める。
(輸入に係る指定乳製品等の買入れの価額)

第十四条の二 前条第一項の規定による売渡しに係る指定乳製品等についての事業団の買入れの価額は、当該指定乳製品等について輸入申告をすべき価額とする。

(輸入に係る指定乳製品等の売戻し)

第十四条の三 事業団は、第十四条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しをした者に対し、その指定乳製品等を売り戻さなければならぬ。

の売渡しをした者に対し、その指定乳製品等を売り戻さなければならぬ。

2 機構は、前項の規定による売戻しをするため、第十四条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者がその売渡しに係る指定乳製品等を買戻さなければならぬ旨の条件を付することができる。

3 機構は、第十四条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者に対し、前項の条件を付するほか、政令で定めるところにより、当該条件による買戻しに係る債務の履行を確保するため必要な範囲内で、保証金、証券その他の担保を提供させることができる。

(輸入に係る指定乳製品等の売戻しの価額)

第十四条の四 前条第一項の規定による機構の売戻しの価額は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する金額に、当該売戻しに係る指定乳製品等の数量を乗じて得た額を、機構の買入れの価額に加えて得た額とする。

2 第十四条第一項の規定による売渡しに係る指定乳製品等が当該売渡し前に変質したものである場合には、機構は、農林水産省令で定めるところにより、当該指定乳製品等につき、前項の規定により加算する額を減額することができる。

(準用)

第十五条 前三条の規定は、第十四条第二項の規定による契約に基づく指定乳製品等の機構への売渡し及びその売戻しについて準用す

2 事業団は、前項の規定による売戻しをするため、第十四条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者がその売渡しに係る指定乳製品等を買戻さなければならぬ旨の条件を付することができる。

3 事業団は、第十四条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者に対し、前項の条件を付するほか、政令で定めるところにより、当該条件による買戻しに係る債務の履行を確保するため必要な範囲内で、保証金、証券その他の担保を提供させることができる。

(輸入に係る指定乳製品等の売戻しの価額)

第十四条の四 前条第一項の規定による事業団の売戻しの価額は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する金額に、当該売戻しに係る指定乳製品等の数量を乗じて得た額を、事業団の買入れの価額に加えて得た額とする。

2 第十四条第一項の規定による売渡しに係る指定乳製品等が当該売渡し前に変質したものである場合には、事業団は、農林水産省令で定めるところにより、当該指定乳製品等につき、前項の規定により加算する額を減額することができる。

(準用)

第十五条 前三条の規定は、第十四条第二項の規定による契約に基づく指定乳製品等の事業団への売渡し及びその売戻しについて準用する。この場合において、第十四条の二中「輸入申告をすべき価額」とあるのは、「農林水産省令で定める価額」と読み替えるものと

<p>る。この場合において、第十四条の二中「輸入申告をすべき価額」とあるのは、「農林水産省令で定める価額」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定乳製品等の売渡し)</p> <p>第十六条 機構は、次に掲げる場合には、政令で定めるところにより、その保管する指定乳製品等を一般競争入札の方法により売り渡すものとする。ただし、その方法によることが著しく不適當であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、随意契約その他の方法で売り渡すことができる。</p> <p>一 指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあるとき。</p> <p>二 (略)</p> <p>第十七条 機構は、次の場合には、政令で定めるところにより、加工原料乳及び指定乳製品の時価に悪影響を及ぼさないような方法で、その保管する指定乳製品等を売り渡すことができる。</p> <p>一 その保管する指定乳製品等の数量が農林水産省令で定める数量を超えるに至つた場合</p> <p>二 その保管する指定乳製品等の保管期間が農林水産省令で定める期間を超えるに至つた場合</p> <p>三 (略)</p>	
<p>する。</p> <p>(指定乳製品等の売渡し)</p> <p>第十六条 事業団は、次に掲げる場合には、政令で定めるところにより、その保管する指定乳製品等を一般競争入札の方法により売り渡すものとする。ただし、その方法によることが著しく不適當であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、農林水産大臣の承認を受けて、随意契約その他の方法で売り渡すことができる。</p> <p>一 指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあるとき。</p> <p>二 (略)</p> <p>第十七条 事業団は、次の場合には、政令で定めるところにより、農林水産大臣の承認を受けて、加工原料乳及び指定乳製品の時価に悪影響を及ぼさないような方法で、その保管する指定乳製品等を売り渡すことができる。</p> <p>一 その保管する指定乳製品等の数量が農林水産省令で定める数量をこえるに至つた場合</p> <p>二 その保管する指定乳製品等の保管期間が農林水産省令で定める期間をこえるに至つた場合</p> <p>三 (略)</p> <p>(売渡しをしない場合)</p> <p>第十八条 事業団は、次の場合には、第十六条の規定による売渡しをしないものとする。</p>	

<p>(売渡しをしない場合)</p> <p>第十八条 機構は、次の場合には、第十六条の規定による売渡しをしないものとする。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>(交換)</p> <p>第十九条 機構は、その保管する指定乳製品等の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合には、これを同一の規格及び数量の指定乳製品等と交換することができる。この場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で清算するものとする。</p>	<p>一〜三 (略)</p> <p>(交換)</p> <p>第十九条 事業団は、その保管する指定乳製品等の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合には、これを同一の規格及び数量の指定乳製品等と交換することができる。この場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で清算するものとする。</p>
<p>第五章 雑則</p> <p>(法の適用)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>2 補給金単価が定められている場合には、法第六条第一項中「原料乳の価格」とあるのは、「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号。以下「暫定措置法」という。)(第二条第一項に規定する加工原料乳)以下「加工原料乳」という。(の価格」と、「生産する原料乳」とあるのは、「生産する生乳」と、同条第四項及び法第十四条第一項中「原料乳」とあるのは、「加工原料乳」とする。</p>	<p>第五章 雑則</p> <p>(法の適用)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>2 補給金単価が定められている場合には、法第六条第一項中「原料乳の価格」とあるのは、「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号。以下「暫定措置法」という。)(第二条第一項に規定する加工原料乳)以下「加工原料乳」という。(の価格」と、「生産する原料乳」とあるのは、「生産する生乳」と、同条第四項及び第十五条第一項中「原料乳」とあるのは、「加工原料乳」とする。</p>
<p>3 第三条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、法第十三条中「第六条第五項又は第十条各号」とあるのは「第六条第五項」とする。</p>	<p>3 この法律の規定により事業団の業務が行われる場合には、法第十四条中「次の」とあるのは、「第一号に掲げる」と、同条第一号中「第六条第五項又は第十条各号」とあるのは、「第六条第五項」と、「法第十七条中「第八条、第九条ただし書又は第十条」とあるのは、「暫定措置法第十三条第一項、第十六条ただし書、第十七条又は第二十条の三」とする。</p>

(機構法の適用)

第二十条の二 機構法第十条第一項第一号イ及びロの規定は、法第二十条第一項に規定する原料乳及び同条第二項に規定する指定乳製品については、適用しない。

2 第三条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、機構法第十条第二項中「前項」とあるのは「前項及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（以下「暫定措置法」という。）第三条第一項」と、機構法第十一条中「業務ごと」とあるのは「業務ごと及び暫定措置法第三条第一項第一号から第五号までの業務（これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。）について」と、機構法第十二条第一項及び第二十二條第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び暫定措置法第三条第一項」と、機構法第十三条第一項中「第十条第一号イ及びロ並びに第六号」とあるのは「一 項中「第十条第一号イ及びロ並びに第六号」とあるのは「第十条第一項第一号イ及びロ並びに第六号並びに暫定措置法第三条第一項第二号から第五号まで」と、機構法第十四条中「勘定」とあるのは「勘定又は暫定措置法第三条第一項第一号から第五号までの業務に係る勘定」と、機構法第十七条中「交付する補助金」とあるのは「交付する補助金又は暫定措置法第三条第一項第一号の業務として交付する生産者補給交付金」と、機構法第二十二條第一号中「

(事業団法の適用)

第二十条の二 事業団法第二十八条第一項第一号イ及びロ並びに第二十九条第一項第一号の規定は、法第二十条第一項に規定する原料乳及び同条第二項に規定する指定乳製品については、適用しない。

2 この法律の規定により事業団の業務が行われる場合には、事業団法第二十八条第三項中「前二項の規定により行う業務」とあるのは「前二項の規定により行う業務及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（以下「暫定措置法」という。）第三条第一項に規定する業務」と、事業団法第三十一条第一項中「業務ごと」とあるのは「業務ごと並びに暫定措置法第三条第一項第一号から第五号までの業務（これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。）について」と、事業団法第三十六条第四項中「勘定」とあるのは「勘定又は暫定措置法第三条第一項第一号から第五号までの業務に係る勘定」と、事業団法第三十八条第一項中「交付金を」とあるのは「交付金にあつては」と、「資金として」とあるのは「資金として、暫定措置法第二十条の三の規定により繰り入れた繰入金にあつては当該業務（指定助成対象事業に係るものに限る。）に必要な経費の財源に充てるための資金としてそれぞれ」と、「当該資金」とあるのは「これらの資金」と、同条第二項中「場合のほか」とあるのは「場合のほか、交付金に係る資金にあつては」と、「経費に」とあるのは「経費に、繰入金に係る資金にあつては当該業務（指定助成対象事業に係るものに限る。）に必要な経費にそれぞれ」と、事業団法第四十三條中「業務として交付する補助金」とあるのは「業務とし

「この法律」とあるのは、「この法律又は暫定措置法」とする。

て交付する補助金又は暫定措置法第三条第一項第一号の業務として交付する生産者補給交付金」と、「当該補助金」とあるのは、「当該補助金又は生産者補給交付金」と、事業団法第四十五条第二項中「又は砂糖の価格調整に関する法律」とあるのは、「砂糖の価格調整に関する法律又は暫定措置法」と、事業団法第四十六条第一項中「又は砂糖の価格調整に関する法律」とあるのは、「砂糖の価格調整に関する法律又は暫定措置法」と、「第二十九条第一項」とあるのは、「第二十九条第一項若しくは暫定措置法第四条第一項」と、事業団法第五十三条第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は暫定措置法」と、同条第六号中「第二十八条第一項から第三項まで」とあるのは、「第二十八条第一項から第三項まで又は暫定措置法第三条第一項」とする。

(区分経理の特例)

第二十条の三 事業団は、第三条第一項第一号から第五号までの業務(これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。)に係る事業団法第三十一条第一項の勘定において事業団法第三十五条第一項に規定する残余を生じたときは、これらの規定にかかわらず、農林水産大臣の承認を受けて、その残余の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額を超えない額を、事業団法第二十八条第一項第三号の業務(同号の指定助成対象事業に係るものに限る。)に必要な経費の財源に充てるため、事業団法第三十一条第一項第三号の業務に係る勘定に繰り入れることができる。

(区分経理の特例)

第二十条の三 機構は、第三条第一項第一号から第五号までの業務(これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。)に係る機構法第十一条の勘定において独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第四十四条第一項に規定する残余を生じたときは、これらの規定にかかわらず、農林水産大臣の承認を受けて、その残余の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額を超えない額を、機

<p>構法第十条第一項第二号の業務（同号の農林水産省令で定める事業に係るものに限る。）に必要な経費の財源に充てるため、<u>機構法</u>第十一条第一号の業務に係る勘定に繰り入れることができる。</p> <p>（<u>機構</u>に対する交付金）</p> <p>第二十一条 政府は、予算の範囲内で、<u>機構</u>に対し、第三条第一項第一号の業務に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付するものとする。</p> <p>（削る。）</p> <p>（財務大臣との協議）</p> <p>第二十二條 農林水産大臣は、第十七条各号の農林水産省令を定めようとするとき、又は第二十条の三の承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p>	<p>（<u>事業団</u>に対する交付金）</p> <p>第二十一条 政府は、予算の範囲内で、<u>事業団</u>に対し、第三条第一項第一号の業務に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付するものとする。</p> <p>2 政府は、前項の規定によるほか、第三条第一項第一号から第五号までの業務に係る<u>事業団法</u>第三十一条第一項の勘定において<u>事業団法</u>第三十五条第二項に規定する繰越欠損金がある場合において、必要があると認めるときは、予算の範囲内で、<u>事業団</u>に対し、その補てんに充てるため、交付金を交付することができる。</p> <p>（財務大臣との協議）</p> <p>第二十二條 農林水産大臣は、第十七条若しくは第二十条の三の承認をしようとするとき、又は第十七条各号の農林水産省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p>
--	---

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 独立行政法人農畜産業振興機構の業務の特例（第三条・第四条）</p> <p>第三章（第六章）（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、牛肉の輸入に係る事情の変化が肉用子牛の価格等に及ぼす影響に対処して、当分の間、<u>独立行政法人農畜産業振興機構</u>に都道府県肉用子牛価格安定基金協会が交付する肉用子牛についての生産者補給金に充てるための生産者補給交付金等の交付の業務を行わせるともに当該生産者補給交付金等の交付その他食肉に係る畜産の振興に資する施策の実施に要する経費の財源に関する特別の措置等を講ずることにより、肉用子牛生産の安定その他食肉に係る畜産の健全な発達を図り、農業経営の安定に資することを目的とする。</p> <p>第二章 独立行政法人農畜産業振興機構の業務の特例</p> <p>（独立行政法人農畜産業振興機構の業務）</p> <p>第三条 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 <u>農畜産業振興事業団</u>の業務の特例（第三条・第四条）</p> <p>第三章（第六章）（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、牛肉の輸入に係る事情の変化が肉用子牛の価格等に及ぼす影響に対処して、当分の間、<u>農畜産業振興事業団</u>に都道府県肉用子牛価格安定基金協会が交付する肉用子牛についての生産者補給金に充てるための生産者補給交付金等の交付の業務を行わせるともに当該生産者補給交付金等の交付その他食肉に係る畜産の振興に資する施策の実施に要する経費の財源に関する特別の措置等を講ずることにより、肉用子牛生産の安定その他食肉に係る畜産の健全な発達を図り、農業経営の安定に資することを目的とする。</p> <p>第二章 <u>農畜産業振興事業団</u>の業務の特例</p> <p>（農畜産業振興事業団の業務）</p> <p>第三条 <u>農畜産業振興事業団</u>（以下「事業団」という。）は、<u>農畜産業振興事業団法</u>（平成八年法律第五十三号。以下「<u>事業団法</u>」と</p>

<p>、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第 号。以下「機構法」という。）第十条に規定する業務のほか、次の業務を行う。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>2 前項第一号及び第二号の業務は、次章に定めるところにより行うものとする。</p>	<p>いう。）第二十八条第一項から第三項までに規定する業務のほか、次の業務を行う。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>2 前項第一号及び第二号の業務は、次条及び次章に定めるところにより行うものとする。</p> <p>（業務の委託）</p>
<p>第四条 削除</p>	<p>第四条 事業団は、前条第一項第一号の業務（生産者補給交付金の交付の決定を除く。）及び同項第二号の業務（生産者積立助成金の交付の決定を除く。）の一部を都道府県その他農林水産大臣の指定する者に委託することができる。</p> <p>2 前項に規定する者は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受けて、当該業務を行うことができる。</p> <p>（生産者補給交付金等の交付）</p>
<p>（生産者補給交付金等の交付）</p> <p>第六条 機構は、平均売買価格が保証基準価格を下回る場合には、予算の範囲内で、第十条に定めるところにより、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第二十四条の三の五に規定する都道府県肉用子牛価格安定基金協会（以下「協会」という。）であつて都道府県知事の指定を受けたものに対し、当該協会が生産者補給金交付契約（協会が肉用子牛の生産者（肉用子牛を譲り受けてその飼養を行う者）にあつてはその譲受けに係る肉用子牛が政令で定める要件に適合するもの）に限り、法人にあつては政令で定めるものに限る。以下同様。）に交付する生産者補給金に係る契約であつて、平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部</p>	<p>第六条 事業団は、平均売買価格が保証基準価格を下回る場合には、予算の範囲内で、第十条に定めるところにより、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第二十四条の三の五に規定する都道府県肉用子牛価格安定基金協会（以下「協会」という。）であつて都道府県知事の指定を受けたものに対し、当該協会が生産者補給金交付契約（協会が肉用子牛の生産者（肉用子牛を譲り受けてその飼養を行う者）にあつてはその譲受けに係る肉用子牛が政令で定める要件に適合するもの）に限り、法人にあつては政令で定めるものに限る。以下同様。）に交付する生産者補給金に係る契約であつて、平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部</p>

<p>が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金（以下「生産者積立金」という。）の積立てに要する負担金を肉用子牛の生産者が協会に納付する旨の定めがあるものをいう。以下同じ。）に係る肉用子牛につきその生産者に交付する生産者補給金の全部又は一部に充てるため、生産者補給交付金を交付することができる。</p> <p>2 機構は、予算の範囲内で、前項の指定を受けた協会（以下「指定協会」という。）に対し、その生産者積立金の一部に充てるため、政令で定めるところにより、生産者積立助成金を交付することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(生産者補給交付金の金額)</p> <p>第十条 機構が交付する生産者補給金交付契約に係る肉用子牛についての生産者補給交付金の金額は、第五条第三項の政令で定める期間ごと及び指定協会ごとに、保証基準価格から平均売買価格（その平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合にあつては、その合理化目標価格）を控除した金額に、生産者補給金交付契約に係る肉用子牛であつて、当該政令で定める期間内に、その肉用子牛の生産者が政令で定める月齢に達した日以後に販売したこと又はその肉用子牛の生産者が飼養しており、かつ、第二条の政令で定める月齢に達したことにつき、当該指定協会が農林水産省令で定めるところにより確認をしたものの頭数に相当する数を乗じて得た金額とする。</p> <p>(生産者補給交付金に係る生産者補給金の交付)</p>	<p>に充てるための積立金（以下「生産者積立金」という。）の積立てに要する負担金を肉用子牛の生産者が協会に納付する旨の定めがあるものをいう。以下同じ。）に係る肉用子牛につきその生産者に交付する生産者補給金の全部又は一部に充てるため、生産者補給交付金を交付することができる。</p> <p>2 事業団は、予算の範囲内で、前項の指定を受けた協会（以下「指定協会」という。）に対し、その生産者積立金の一部に充てるため、政令で定めるところにより、生産者積立助成金を交付することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(生産者補給交付金の金額)</p> <p>第十条 事業団が交付する生産者補給金交付契約に係る肉用子牛についての生産者補給交付金の金額は、第五条第三項の政令で定める期間ごと及び指定協会ごとに、保証基準価格から平均売買価格（その平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合にあつては、その合理化目標価格）を控除した金額に、生産者補給金交付契約に係る肉用子牛であつて、当該政令で定める期間内に、その肉用子牛の生産者が政令で定める月齢に達した日以後に販売したこと又はその肉用子牛の生産者が飼養しており、かつ、第二条の政令で定める月齢に達したことにつき、当該指定協会が農林水産省令で定めるところにより確認をしたものの頭数に相当する数を乗じて得た金額とする。</p> <p>(生産者補給交付金に係る生産者補給金の交付)</p> <p>第十一条 指定協会は、事業団から生産者補給金交付契約に係る肉</p>
--	---

第十一条 指定協会は、機構から生産者補給金交付契約に係る肉用子牛についての生産者補給交付金の交付を受けたときは、その交付を受けた生産者補給交付金の金額に相当する金額を、生産者補給金として、前条の確認を受けた肉用子牛の生産者に対し、当該肉用子牛の頭数に応じて交付しなければならない。

(肉用子牛等対策費の財源)

第十三条 政府は、毎会計年度、当該年度の次に掲げる物品に係る関税（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六条の二第一項第二号イ及びロに掲げる関税を除く。）の収入見込額に相当する金額を、予算で定めるところにより、次条の規定による交付金の交付及び肉用牛生産の合理化、畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号。以下「法」という。）第二条第三項に規定する食肉（当該家畜を含む。以下「食肉等」という。）の流通の合理化その他畜産の振興に資するための施策（食肉等に係るものに限る。）の実施に要する経費（以下「肉用子牛等対策費」という。）の財源に充てるものとする。ただし、その金額が当該年度の肉用子牛等対策費を超えると認められるときは、当該超える金額については、この限りでない。

一～三 (略)

2 (略)

(機構に対する交付金)

第十四条 政府は、機構に対し、第三条第一項に規定する業務、法第二条第三項に規定する指定食肉（以下「指定食肉」という。）に

用子牛についての生産者補給交付金の交付を受けたときは、その交付を受けた生産者補給交付金の金額に相当する金額を、生産者補給金として、前条の確認を受けた肉用子牛の生産者に対し、当該肉用子牛の頭数に応じて交付しなければならない。

(肉用子牛等対策費の財源)

第十三条 政府は、毎会計年度、当該年度の次に掲げる物品に係る関税（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六条の二第一項第二号イ及びロに掲げる関税を除く。）の収入見込額に相当する金額を、予算で定めるところにより、次条の規定による交付金の交付及び肉用牛生産の合理化、畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号。以下「法」という。）第二条第三項に規定する食肉（当該家畜を含む。以下「食肉等」という。）の流通の合理化その他畜産の振興に資するための施策（食肉等に係るものに限る。）の実施に要する経費（以下「肉用子牛等対策費」という。）の財源に充てるものとする。ただし、その金額が当該年度の肉用子牛等対策費を超えると認められるときは、当該超える金額については、この限りでない。

一～三 (略)

2 (略)

(事業団に対する交付金)

第十四条 政府は、事業団に対し、第三条第一項に規定する業務、法第二条第三項に規定する指定食肉（以下「指定食肉」という。）についての事業団法第二十八条第一項第一号イ、ロ及びニの業務（

ついでに機構法第十条第一項第一号の業務（これに附帯する業務を含む。次項において同じ。）並びに食肉等についての同項第二号及び第七号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付するものとする。

2 機構は、前項の規定により交付を受けた交付金を第十六条第一項の規定により第三条第一項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるものとして当該業務に係る機構法第十一条の勘定に繰り入れ又は指定食肉についての機構法第十条第一項第一号の業務若しくは食肉等についての同項第二号若しくは第七号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるための資金として管理しなければならない。

（機構法の適用）

第十五条の二 第三条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、機構法第十条第二項中「前項」とあるのは「前項及び肉用子牛生産安定等特別措置法（以下「特別措置法」という。）（第三条第一項」と、機構法第十一条中「業務ごと」とあるのは「業務ごと及び特別措置法第三条第一項に規定する業務について」と、機構法第十二条第一項及び第二十二條第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び特別措置法第三条第一項」と、機構法第十四条中「勘定」とあるのは「勘定又は特別措置法第三条第一項に規定する業務に係る勘定」と、機構法第十七条中「交付する補助金」とあるのは「交付する補助金又は特別措置法第三条第一項第一号の業

これらの業務に附帯する業務を含む。）、「食肉等についての同項第三号及び第六号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）並びに法第二条第三項に規定する食肉についての事業団法第二十八条第三項第一号の業務に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付するものとする。

（事業団法の適用）

第十五条の二 この法律の規定により事業団の業務が行われる場合には、事業団法第二十八条第三項中「前二項の規定により行う業務」とあるのは「前二項の規定により行う業務及び肉用子牛生産安定等特別措置法（以下「特別措置法」という。）（第三条第一項に規定する業務」と、事業団法第三十一条第一項中「業務ごと」とあるのは「業務ごと及び特別措置法第三条第一項に規定する業務について」と、事業団法第三十六条第四項中「勘定」とあるのは「勘定又は特別措置法第三条第一項に規定する業務に係る勘定」と、事業団法第三十七条第一項中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」（食肉）当該家畜を含む。）に係るものを除く。」と、事業団法

務として交付する生産者補給交付金若しくは同項第二号の業務として交付する生産者積立助成金」とする。

第三十八条第一項中「交付金を第二十八条第一項第三号の業務」とあるのは「交付金にあつては第二十八条第一項第三号の業務（食肉（当該家畜を含む。）に係るものを除く。）」と、「資金として」とあるのは「資金として、特別措置法第十四条の規定により交付を受けた交付金にあつては特別措置法第十六条第一項の規定により特別措置法第三条第一項に規定する業務若しくは食肉（当該家畜を含む。）についての第二十八条第一項第三号の業務に必要な経費の財源に充てるものとしてこれらの業務に係る第三十一条第一項の勘定に繰り入れ又は指定食肉についての第二十八条第一項第一号イ、ロ若しくはニの業務（これらの業務に附帯する業務を含む。次項において同じ。）、「食肉（当該家畜を含む。）についての同項第六号の業務（これに附帯する業務を含む。次項において同じ。）若しくは食肉についての同条第三項第一号の業務に必要な経費の財源に充てるための資金として、それぞれ」と、「当該資金の運用によつて」とあるのは「前条第一項の規定により交付を受けた交付金に係る資金の運用によつて」と、同条第二項中「第二十八条第一項第三号の業務」とあるのは「前条第一項の規定により交付を受けた交付金に係る資金にあつては第二十八条第一項第三号の業務（食肉（当該家畜を含む。）に係るものを除く。）」と、「場合に限り」とあるのは「場合に限り、特別措置法第十四条の規定により交付を受けた交付金に係る資金にあつては特別措置法第十六条第一項の規定により特別措置法第三条第一項に規定する業務若しくは食肉（当該家畜を含む。）についての第二十八条第一項第三号の業務に必要な経費の

財源に充てるものとしてこれらの業務に係る第三十一条第一項の勘定に繰り入れ又は指定食肉についての第二十八条第一項第一号イ、ロ若しくは二の業務、食肉（当該家畜を含む。）についての同項第六号の業務若しくは食肉についての同条第三項第一号の業務に必要な経費に充てる場合に限り、それぞれ」と、事業団法第四十三条中「業務として交付する補助金」とあるのは「業務として交付する補助金又は特別措置法第三条第一項第一号の業務として交付する生産者補給交付金若しくは同項第二号の業務として交付する生産者積立助成金」と、「当該補助金」とあるのは「当該補助金又は生産者補給交付金若しくは生産者積立助成金」と、事業団法第四十五条第二項中「又は砂糖の価格調整に関する法律」とあるのは「、砂糖の価格調整に関する法律又は特別措置法」と、事業団法第四十六条第一項中「又は砂糖の価格調整に関する法律」とあるのは「、砂糖の価格調整に関する法律又は特別措置法」と、「第二十九条第一項」とあるのは「第二十九条第一項若しくは特別措置法第四条第一項」と、事業団法第五十三条第六号中「第二十八条第一項から第三項まで」とあるのは「第二十八条第一項から第三項まで又は特別措置法第三条第一項」とする。

（区分経理の特例）

第十六条 事業団は、事業団法第三十一条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項に規定する業務又は食肉等についての事業団法第二十八条第一項第三号の業務（これに附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるため、前条の規定により読み替えられる事

（区分経理の特例）

第十六条 機構は、機構法第十一条の規定にかかわらず、第三条第一項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるため、第十四条第

<p>二項に規定する資金（以下「調整資金」という。）から、当該業務に係る機構法第十一条の勘定に繰り入れることができる。</p> <p>2 機構は、機構法第十一条の規定にかかわらず、調整資金の運用若しくは使用に伴い生ずる前事業年度の機構の収入の額又はその見込額の全部又は一部を、第三条第一項に規定する業務又は加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第三条第一項第一号から第五号までの業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるため、これらの業務に係る機構法第十一条の勘定に繰り入れることができる。</p> <p>第六章 罰則</p> <p>第十九条 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>業団法第三十八条第一項に規定する第十四条の規定により交付を受けた交付金に係る資金（以下「調整資金」という。）から、これらの業務に係る事業団法第三十一条第一項の勘定に繰り入れることができる。</p> <p>2 事業団は、事業団法第三十一条第一項の規定にかかわらず、調整資金の運用若しくは使用に伴い生ずる前事業年度の事業団の収入の額又はその見込額の全部又は一部を、第三条第一項に規定する業務、事業団法第二十八条第一項第三号の業務（これに附帯する業務を含む。）又は加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第三条第一項第一号から第五号までの業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるため、これらの業務に係る事業団法第三十一条第一項の勘定に繰り入れることができる。</p> <p>第六章 罰則</p> <p>第十九条 前条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p>
---	---

改正案	現行
<p>（生活関連物資の減税又は免税）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 前項の規定は、輸入される豚肉について準用する。この場合において、同項第一号中「高価であるとき」とあるのは、「高価であり、かつ、政令で定める規格の豚肉の国内卸売価格が畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）第三条第一項の規定により当該豚肉について定められている同項第三号の安定上位価格をこえて騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められるとき」と読み替えるものとする。</p> <p>3（略）</p>	<p>（生活関連物資の減税又は免税）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 前項の規定は、輸入される豚肉について準用する。この場合において、同項第一号中「高価であるとき」とあるのは、「高価であり、かつ、政令で定める規格の豚肉の国内卸売価格が畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）第三条第一項の規定により当該豚肉について定められている同項第三号の安定上位価格をこえて騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められるとき」と読み替えるものとする。</p> <p>3（略）</p>

改正案	現行
<p>（権限） 第四十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第百九号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）、砂糖の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>	<p>（権限） 第四十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第百九号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）、砂糖の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>

改 正 案	現 行
<p>（退職手当の財源に充てるための地方債等）</p> <p>第二十四条（略）</p> <p>2 地方公共団体は、当分の間、国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。）、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）又は日本郵政公社、都市基盤整備公団、緑資源公団、石油公団、地域振興整備公団、水資源開発公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、日本鉄道建設公団、新東京国際空港公団、年金資金運用基金、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、宇宙開発事業団、労働福祉事業団、雇用・能力開発機構、金属鉱業事業団、中小企業総合事業団、環境事業団、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国民生活センター、日本学術振興会、放送大学学園、心身障害者福祉協会、国際協力事業団、新工ネルギー・産業技術総合開発機構若しくは運輸</p>	<p>（退職手当の財源に充てるための地方債等）</p> <p>第二十四条（略）</p> <p>2 地方公共団体は、当分の間、国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。）、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）又は日本郵政公社、都市基盤整備公団、緑資源公団、石油公団、地域振興整備公団、水資源開発公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、日本鉄道建設公団、新東京国際空港公団、年金資金運用基金、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、宇宙開発事業団、労働福祉事業団、雇用・能力開発機構、金属鉱業事業団、農畜産業振興事業団、中小企業総合事業団、環境事業団、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国民生活センター、日本学術振興会、放送大学学園、心身障害者福祉協会、国際協力事業団、新工ネルギー・産業技術総合</p>

	<p>施設整備事業団（以下「公社等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人又は公社等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人又は公社等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。</p>	<p>開発機構若しくは運輸施設整備事業団（以下「公社等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人又は公社等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人又は公社等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。</p>
--	---	---

改 正 案	現 行
<p>（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）</p> <p>第七条の三（略）</p> <p>2 前項の規定は、別表第一の六に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 関税率法別表第〇四〇二・一〇号の一及び二の(一)、第〇四〇二・二一号の一及び二の(一)、第〇四〇二・二九号並びに第〇四〇二・九九号の一の(二)及び二に掲げるミルク及びクリーム、同表第〇四〇三・九〇号の一に掲げる凝固したミルク及びクリーム等、同表第〇四〇四・一〇号の一に掲げるホエイ及び調製ホエイ並びに同表第〇四〇五・一〇号、第〇四〇五・二〇号及び第〇四〇五・九〇号に掲げるミルクから得たバターその他の油脂及びデリースプレッドのうち、<u>独立行政法人農畜産業振興機構</u>が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第十三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>三及び三の二（略）</p> <p>四 関税率法別表第五〇〇二・〇〇号の二に掲げる生系のうち、<u>独立行政法人農畜産業振興機構</u>が生系の輸入に係る調整等に関する</p>	<p>（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）</p> <p>第七条の三（略）</p> <p>2 前項の規定は、別表第一の六に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 関税率法別表第〇四〇二・一〇号の一及び二の(一)、第〇四〇二・二一号の一及び二の(一)、第〇四〇二・二九号並びに第〇四〇二・九九号の一の(二)及び二に掲げるミルク及びクリーム、同表第〇四〇三・九〇号の一に掲げる凝固したミルク及びクリーム等、同表第〇四〇四・一〇号の一に掲げるホエイ及び調製ホエイ並びに同表第〇四〇五・一〇号、第〇四〇五・二〇号及び第〇四〇五・九〇号に掲げるミルクから得たバターその他の油脂及びデリースプレッドのうち、<u>農畜産業振興事業団</u>が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第十三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>三及び三の二（略）</p> <p>四 関税率法別表第五〇〇二・〇〇号の二に掲げる生系のうち、<u>農畜産業振興事業団</u>が生系の輸入に係る調整等に関する法律（昭和</p>

<p>法律（昭和二十六年法律第三百十号）第一条に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの及び絹業を営む者又はその団体が同法第十一条に規定する農林水産大臣の認定を受けて輸入するもの 五及び六（略） 3～7（略）</p> <p>別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の六、第八条の七関係）</p>	<p>関税率法別表の 番号</p> <p>〇四・〇二 〇四〇二・一〇</p>	<p>品名</p> <p>粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限り。） 一 砂糖を加えたもの (1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの (2)（略）</p> <p>税率</p>
<p>法律（昭和二十六年法律第三百十号）第一条に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの及び絹業を営む者又はその団体が同法第十一条に規定する農林水産大臣の認定を受けて輸入するもの 五及び六（略） 3～7（略）</p> <p>別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の六、第八条の七関係）</p>	<p>関税率法別表の 番号</p> <p>〇四・〇二 〇四〇二・一〇</p>	<p>品名</p> <p>粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限り。） 一 砂糖を加えたもの (1) 農畜産業振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの (2)（略）</p> <p>税率</p>

二 その他のもの (一) (略) (二) その他のもの	三五%
(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの (2) (略)	
の 砂糖その他の甘味料を加えてないもの 一 脂肪分が全重量の五%を超えるもの	二五%
(一) 脂肪分が全重量の三〇%以下のものうち 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの (二) その他のものうち	

〇四〇二・二二

二 その他のもの (一) (略) (二) その他のもの	三五%
(1) 農畜産業振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの (2) (略)	
の 砂糖その他の甘味料を加えてないもの 一 脂肪分が全重量の五%を超えるもの	二五%
(一) 脂肪分が全重量の三〇%以下のものうち 農畜産業振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの (二) その他のものうち	

〇四〇二・二二

<p>独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>その他のもの</p> <p>一 脂肪分が全重量の五%を超えるもの</p> <p>(一) 脂肪分が全重量の三〇%以下のものうち</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法</p>	<p>三〇%</p>
---	------------

<p>農畜産業振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>(1) 農畜産業振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>その他のもの</p> <p>一 脂肪分が全重量の五%を超えるもの</p> <p>(一) 脂肪分が全重量の三〇%以下のものうち</p> <p>農畜産業振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第</p>	<p>三〇%</p>
---	------------

第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

(二) その他のものうち

独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

二 その他のもの

(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

(2) (略)

その他のもの

一 脂肪分が全重量の八%を超えるもの

(二) その他のものうち

二五%

〇四〇二・二九

第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

(二) その他のものうち

農畜産業振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

二 その他のもの

(1) 農畜産業振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

(2) (略)

その他のもの

一 脂肪分が全重量の八%を超えるもの

(二) その他のものうち

二五%

<p>独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p>	<p>三〇%</p>
<p>二 その他のもののうち 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p>	<p>三〇%</p>
<p>その他のもの 一 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの (-) 脂肪分が全重量の一・五%以下のもの (1) バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち</p>	<p>三五%</p>

<p>農畜産業振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p>	<p>三〇%</p>
<p>二 その他のもののうち 農畜産業振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p>	<p>三〇%</p>
<p>その他のもの 一 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの (-) 脂肪分が全重量の一・五%以下のもの (1) バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち</p>	<p>三五%</p>

○四〇二・九九

- 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの
- 砂糖を加えたもの
- その他のもの
- (2) (略)
- (三) 脂肪分が全重量の二六%を超え

三〇%

○四〇二・九九

- 農畜産業振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの
- 砂糖を加えたもの
- その他のもの
- (2) (略)
- (三) 脂肪分が全重量の二六%を超え

三〇%

〇四・〇三

〇四〇三・九〇

るもの

(1) バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち

三〇%

独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

砂糖を加えたもの

その他のもの

(2) (略)

ホエイ及び調製ホエイ(濃縮若しくは乾燥してあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)

一 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの
(-) 脂肪分が全重量の五%以下のもの

(1) 独立行政法人農畜産業振興機構

〇四・〇三

〇四〇三・九〇

るもの

(1) バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち

三〇%

農畜産業振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

砂糖を加えたもの

その他のもの

(2) (略)

ホエイ及び調製ホエイ(濃縮若しくは乾燥してあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)

一 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの
(-) 脂肪分が全重量の五%以下のもの

(1) 農畜産業振興事業団が加工原料

<p>が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p>	<p>二五% 二五%</p>
<p>砂糖を加えたもの その他のもの</p>	
<p>(2) (略) (二) その他のもの</p>	
<p>(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p>	
<p>砂糖を加えたもの その他のもの</p>	
<p>(2) (略)</p>	
<p>バター 一 脂肪分が全重量の八五%以下のもの</p>	<p>二五% 二五%</p>
<p>(1) 独立行政法人農畜産業振興機構</p>	<p>二五%</p>

<p>乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p>	<p>二五% 二五%</p>
<p>砂糖を加えたもの その他のもの</p>	
<p>(2) (略) (二) その他のもの</p>	
<p>(1) 農畜産業振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p>	
<p>砂糖を加えたもの その他のもの</p>	
<p>(2) (略)</p>	
<p>バター 一 脂肪分が全重量の八五%以下のもの</p>	<p>二五% 二五%</p>
<p>(1) 農畜産業振興事業団が加工原料</p>	<p>二五%</p>

<p>○四・〇四 ○四〇四・一〇</p>	<p>が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>デAIRリースブレッドのうち</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>一 脂肪分が全重量の八五%以下の その他のもの</p>	<p>三五% 二五%</p>
--------------------------	--	--------------------

<p>○四・〇四 ○四〇四・一〇</p>	<p>乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(1) 農畜産業振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>デAIRリースブレッドのうち</p> <p>農畜産業振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>三五% 二五%</p>
--------------------------	--	--------------------

ものうち	<p>独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>生系（よつてないものに限る。）</p> <p>二 その他のものうち</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が生系の輸入に係る調整等に関する法律第二條に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの及び絹業を営む者又はその団体が同法第一一條</p>	<p>三五%</p> <p>二五%</p>
------	---	-----------------------

<p>一 脂肪分が全重量の八五%以下のものうち</p> <p>農畜産業振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(1) 農畜産業振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>生系（よつてないものに限る。）</p> <p>二 その他のものうち</p> <p>農畜産業振興事業団が生系の輸入に係る調整等に関する法律第二條に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの及び絹業を営む者又は</p>	<p>三五%</p> <p>二五%</p>
---	-----------------------

に規定する農林水産大臣の認定を受けて輸入するもの	○四・〇五 ○四〇五・一〇	二五% 三五%	三五%
その団体が同法第一一条に規定する農林水産大臣の認定を受けて輸入するもの	○四・〇五 ○四〇五・一〇	二五% 三五%	三五%

○四〇五・九〇

○四〇五・二〇

三五
%

三五
%

○四〇五・九〇

○四〇五・二〇

三五
%

三五
%

五〇・〇二二
五〇〇二二・〇〇〇

三五
%

三五
%

五〇・〇二二
五〇〇二二・〇〇〇

三五
%

三五
%

		別表第四 特惠関税例外品目表（第八条の二関係）	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1074 232 1150 331">項名</td> <td data-bbox="1074 331 1150 1099">品目</td> </tr> </table>	項名	品目	一～六（略）	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="400 232 997 331">七</td> <td data-bbox="400 331 997 1099"> 関税率表第五〇〇一・〇〇号に掲げる物品のうち 第八条の六第三項において準用する関税率法第九条の 二第一項の規定により割当てを受けた者がその受けた数 量の範囲内で輸入するもの以外のもの 関税率表第五〇〇二・〇〇号の二に掲げる物品のうち 独立行政法人農畜産業振興機構が生系の輸入に係る調整 等に関する法律第二条に規定する農林水産大臣の承認を 受けて輸入するもの及び絹業を営む者又はその団体が同 法第一条に規定する農林水産大臣の認定を受けて輸入 するもの以外のもの </td> </tr> </table>	七	関税率表第五〇〇一・〇〇号に掲げる物品のうち 第八条の六第三項において準用する関税率法第九条の 二第一項の規定により割当てを受けた者がその受けた数 量の範囲内で輸入するもの以外のもの 関税率表第五〇〇二・〇〇号の二に掲げる物品のうち 独立行政法人農畜産業振興機構が生系の輸入に係る調整 等に関する法律第二条に規定する農林水産大臣の承認を 受けて輸入するもの及び絹業を営む者又はその団体が同 法第一条に規定する農林水産大臣の認定を受けて輸入 するもの以外のもの	八及び九（略）	無税
項名	品目										
七	関税率表第五〇〇一・〇〇号に掲げる物品のうち 第八条の六第三項において準用する関税率法第九条の 二第一項の規定により割当てを受けた者がその受けた数 量の範囲内で輸入するもの以外のもの 関税率表第五〇〇二・〇〇号の二に掲げる物品のうち 独立行政法人農畜産業振興機構が生系の輸入に係る調整 等に関する法律第二条に規定する農林水産大臣の承認を 受けて輸入するもの及び絹業を営む者又はその団体が同 法第一条に規定する農林水産大臣の認定を受けて輸入 するもの以外のもの										
		別表第四 特惠関税例外品目表（第八条の二関係）	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1074 1099 1150 1198">項名</td> <td data-bbox="1074 1198 1150 1971">品目</td> </tr> </table>	項名	品目	一～六（略）	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="400 1099 997 1198">七</td> <td data-bbox="400 1198 997 1971"> 関税率表第五〇〇一・〇〇号に掲げる物品のうち 第八条の六第三項において準用する関税率法第九条の 二第一項の規定により割当てを受けた者がその受けた数 量の範囲内で輸入するもの以外のもの 関税率表第五〇〇二・〇〇号の二に掲げる物品のうち 農畜産業振興事業団が生系の輸入に係る調整等に関する 法律第二条に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入 するもの及び絹業を営む者又はその団体が同法第一条 に規定する農林水産大臣の認定を受けて輸入するもの 以外のもの </td> </tr> </table>	七	関税率表第五〇〇一・〇〇号に掲げる物品のうち 第八条の六第三項において準用する関税率法第九条の 二第一項の規定により割当てを受けた者がその受けた数 量の範囲内で輸入するもの以外のもの 関税率表第五〇〇二・〇〇号の二に掲げる物品のうち 農畜産業振興事業団が生系の輸入に係る調整等に関する 法律第二条に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入 するもの及び絹業を営む者又はその団体が同法第一条 に規定する農林水産大臣の認定を受けて輸入するもの 以外のもの	八及び九（略）	無税
項名	品目										
七	関税率表第五〇〇一・〇〇号に掲げる物品のうち 第八条の六第三項において準用する関税率法第九条の 二第一項の規定により割当てを受けた者がその受けた数 量の範囲内で輸入するもの以外のもの 関税率表第五〇〇二・〇〇号の二に掲げる物品のうち 農畜産業振興事業団が生系の輸入に係る調整等に関する 法律第二条に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入 するもの及び絹業を営む者又はその団体が同法第一条 に規定する農林水産大臣の認定を受けて輸入するもの 以外のもの										

○農林中央金庫法（平成十三年法律第九十二号）（附則第二十二條関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(会員の資格)</p> <p>第八条 農林中央金庫の会員の資格を有する者は、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、漁船保険組合、農林漁業信用基金、農業信用基金協会、漁業信用基金協会、漁業共済組合、漁業共済組合連合会、土地改良区、土地改良区連合及び蚕糸業、林業又は塩業に関する中小企業等協同組合であつて定款で定めるものとする。</p>	<p>(会員の資格)</p> <p>第八条 農林中央金庫の会員の資格を有する者は、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、漁船保険組合、農林漁業信用基金、農業信用基金協会、漁業信用基金協会、漁業共済組合、漁業共済組合連合会、野菜供給安定基金、土地改良区、土地改良区連合及び蚕糸業、林業又は塩業に関する中小企業等協同組合であつて定款で定めるものとする。</p>

(略)	預金保險機構	
(略)	預金保險法（昭和四十六年法律第三十四号）	
(略)	預金保險機構	野菜供給安定基金
(略)	預金保險法（昭和四十六年法律第三十四号）	野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）

(略)	預金保險機構	
(略)	預金保險法（昭和四十六年法律第三十四号）	
(略)	預金保險機構	野菜供給安定基金
(略)	預金保險法（昭和四十六年法律第三十四号）	野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）